

## 令和元年第3回防府市議会定例会会議録（その2）

○令和元年9月9日（月曜日）

---

### ○議事日程

令和元年9月9日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	9 番	石 田 卓 成 君
10 番	宇 多 村 史 朗 君	11 番	吉 村 祐 太 郎 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	清 水 力 志 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
24 番	行 重 延 昭 君	25 番	河 杉 憲 二 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長 江 山 稔 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 伊 豆 利 裕 君 総 務 部 理 事 石 丸 泰 三 君  
総 務 課 長 永 松 勉 君 総 合 政 策 部 長 小 野 浩 誠 君  
地 域 交 流 部 長 島 田 文 也 君 生 活 環 境 部 長 原 田 み ゆ き 君  
健 康 福 祉 部 長 熊 野 博 之 君 産 業 振 興 部 長 赤 松 英 明 君  
土 木 都 市 建 設 部 長 佐 甲 裕 史 君 入 札 検 査 室 長 竹 末 忠 巳 君  
会 計 管 理 者 吉 富 博 之 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 田 健 彦 君  
監 査 委 員 事 務 局 長 野 村 利 明 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 福 江 博 文 君  
消 防 長 田 中 洋 君 教 育 部 長 林 慎 一 君  
上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 藤 井 一 郎 君

---

午前10時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。9番、石田議員、10番、宇多村議員、御兩名にお願いいたします。

---

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、3番、山田議員。

〔3番 山田 耕治君 登壇〕

○3番（山田 耕治君） おはようございます。会派「絆」の山田耕治でございます。

今回の一般質問は、上山満之進翁の顕彰について、2つ目は5S運動の取り組みについて、そして健康診断の推進事業について、大きく3つの質問をさせていただきます。

初めに、上山満之進翁の顕彰についてですが、昨年7月、そして9月に池田市長には前向きな御答弁をいただきました。少し当時の提案を振り返らせていただきますが、昭和

15年に竣工された三哲文庫跡地を上山満之進翁を顕彰する意味も込めて、三哲文庫記念公園と命名変更することはできないのか。また、台湾出身の画家である陳澄波に台湾東海岸の風景を描いてもらった防府市の財産「東台湾臨海道路」の絵は市で管理すべきと思うがいかがかというものでございました。当時、池田市長の前向きな答弁に関係者の皆様も本当に喜んでいただきまして、改めて市長の英断に感謝いたします。

そこで、ことしの9月後半、27日と聞いていますが、予定されている上山満之進翁の生誕150年事業に向けた準備状況や今後の戦略等をお聞かせください。

2つ目に、上山満之進翁の思いを考慮した場合、満之進翁が尊敬した3人の哲人、吉田松陰、品川弥二郎、乃木希典の思いもしっかりと伝えていくことが重要と考えるということを以前の一般質問でも述べさせていただきました。上山満之進翁のことを知っていただくこと、やはりここが大切になるのではと思っています。

先般の上山満之進翁の没後81年の報恩墓参に参列させていただいた際に、地元の方が自分たちの幼いときに上山先生の話や大人から教わった話をされてきました。防府の大人が子どもたちへ上山満之進翁の功績や思いも含めて教えていく、また語り続けていくことが重要と考えます。

以前、あすを担う防府の大切な子どもたちへ伝える機会や風土を教育委員会で作っていただきたいと要望させていただきました。その後の取り組みも含めて教えていただければと思います。

3つ目に、上山満之進翁の顕彰は一過性のイベントでとどめることなく、防府市の偉人として啓発活動をすべきと思いますが、いかがでしょうか。前向きな御所見をよろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 3番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山田議員の上山満之進翁の顕彰についての3点の御質問にお答えいたします。

私は、先月8月25日に上山満之進に学ぶ会の主催で開催されました生誕150年記念の集いに参加させていただきました。児玉識先生をはじめ4人の先生の御講演に加え、市内の4人中・高校生の意見発表をお聞きし、将来にわたり上山翁の顕彰をしっかりと行っていかなければならない、そして、そのためにも9月27日に行う上山満之進生誕150年事業を実のあるものにしなければならないと思いを新たにしたいところでございます。

まず、お尋ねの上山満之進生誕150年事業に向けた準備状況等のお尋ねです。

9月27日の上山満之進生誕150年事業につきましては、9月1日号の市広報などでお知らせしておりますとおり、三哲文庫記念公園への名称変更と、それに伴う名称碑及び三哲文庫の由来を記載した説明板の設置、絵画「東台湾臨海道路」の修復を手掛けられた竹ノ下磨須子先生と元龍谷大学教授の児玉識先生による記念講演会、そして「東台湾臨海道路」の展示としており、現在、この開催に向け準備をしているところでございます。

なお、行政報告でも申し上げましたとおり、名称碑につきましては防府中央ライオンズクラブ様からの寄贈によるものでございます。

また、「東台湾臨海道路」の絵画につきましては、防府図書館での展示に向け、福岡市との間で締結しております寄託契約につきまして、寄託契約の期間の満了を待たず、福岡市の了解を得て合意の上で解除することとし、現在事務的な手続を進めているところでございます。期間の満了を待たず解除が可能となりましたのは、ひとえに議員の皆様をはじめ、防府市民の皆様の思いがなされたものであり、感謝申し上げたいと思います。

市民の皆様におかれましては、今後、三哲文庫記念公園にお立ち寄りいただくことや、また、絵画をごらんいただくことなどを通じて、上山翁の功績やその人となりについて思いをはせていただけるものと考えているところでございます。また、そうなるようしっかりとPR等にも取り組んでいきたいと思っております。

次に、2点目の、子どもたちに上山翁の防府への思いや功績をいかに伝えるかについてです。

生誕150年の年を迎えることを契機に、市内の小学生にしっかりと上山翁の思いや功績を伝えるため、ことし4月に市内の小学校3、4年生が社会科の授業で使用いたします副読本「のびゆく防府」を改訂しました。上山翁が郷土の人材育成と発展のために三哲文庫の建設に力を尽くしたことや、三哲とは上山翁が尊敬していた吉田松陰、品川弥二郎、乃木希典の3人であることなどについて新たに記載し、これを授業の中で活用しております。

また、小学校2年生の生活科では図書館について学んでおり、毎年9月、10月には防府図書館に多くの児童が見学に訪れますが、その際には、上山翁が図書館を市に寄附してくださったおかげで今の防府図書館があること、防府市の子どもたちがたくさん本を読んで、しっかり勉強するよう上山翁が願っていたことなどを伝えているところでございます。

さらには、防府図書館の上山満之進翁の展示室も生誕150年を機に照明等の展示環境を改善いたしました。これにより、これまで展示を控えていた台湾高砂族系統所属の研究などの上山翁に関する貴重な資料の公開も可能となりましたので、子どもたちのみならず広く市民の皆様にも上山翁についてさらに深く理解していただけるものと考えております。

最後に、3点目の上山満之進翁の顕彰に向けた取り組みや啓発活動についてお答えします。

私は上山満之進翁の顕彰は防府市民を挙げて取り組むべきものと考えております。既に上山満之進に学ぶ会をはじめ、多くの皆様の御尽力により地域や学校にもその輪が広がり、さまざまな団体により上山翁に関する講演や勉強会が開催されております。

本市といたしましても、市立図書館や学校図書館等において今後も引き続き上山翁や三哲文庫を紹介する活動を行うとともに、子どもたちが上山翁の生き方に学び、郷土を愛する心を育む啓発活動を進めてまいりたいと存じます。

上山翁は防府市民の誇りでございます。市民を挙げた顕彰の機運を高めていかなければなりません。そのためにも市民の代表であります議員の皆様のお力添えが必要でございます。これからもどうかよろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

御答弁にもありましたが、先般8月25日に上山満之進に学ぶ会主催の生誕150年記念の集いがアスピラートで開催されました。まさに私が今回の質問で訴えたかったことをやっていただき、上山満之進に学ぶ会の皆様には、この場をおかりし感謝申し上げる次第でございます。

ぜひ、これで終わらせないように行政、教育委員会としても、しっかりと牽引をしていただきたいと思います。その辺で、もっと詳しい今後の戦略がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 上山満之進翁を子どもたちにどう伝えていくかというようなことについての質問だったと思います。

子どもたちへの啓発につきましては、ただいまの市長の答弁にもありましたように、社会科の副読本や図書館の見学等で上山翁の思いを伝えてまいります。

また、学校での取り組みの一例といたしましては、牟礼南小学校においては上山翁を紹介する掲示物を作成し、図書館前に掲示して上山翁の功績を児童に伝える取り組み等を行っております。このような取り組みを参考にしながら、学校図書館の活用や学校司書の働きかけ等により啓発を行ってまいります。

以上になります。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございました。

先ほども今も御答弁にありましたように、本年4月から市内の小学校3、4年生が社会科の授業で副読本を利用しながら上山満之進を学ぶと、本当にありがたいことだと感謝を申し上げます。

実は先般の8月25日にありましたこの記念の集いで、中・高生の意見発表会がございました。会場におられた方は御存じだと思いますが、本当にすばらしかったです。本当に感動いたしました。自分の言葉で感情を入れながら、私と図書館の思いを語ると、まさに心に響く語りをしてくださいました。講話もすばらしく勉強になりましたが、あすを担う子どもたちが上山満之進翁を、そして上山満之進翁と吉田松陰、乃木希典、品川弥二郎、このかわりも含めて逆境に強い三哲の感想でも私はいいのではないかと考えております。

読書感想会も含めた、二分の一成人の子どもたちより少し高学年の6年生や中学生、この子どもたちに、今回25日にありましたアスピラートでのイベント等のような、あそこまでの大きな発表会はしなくてもいいとは思いますが、小学校や中学校での発表会もこういう形で継続していくことは、私は意義があるのかなというふうに考えております。

市長もあの場におられましたので、子どもたちの感想を聞いてどう思われたか教えていただければと思います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員もそうだと思いますけれども、恐らく3人の中学生と1人の高校生の発表を、多分想定以上というか、すばらしくて感動されたと思います。防府の将来も明るいなと思ったところでございます。

具体的な内容につきましては、転校生が図書館のおかげでうまく防府市になじめたという話もありましたし、女子中学生のほうが小さいときからお母さんに寝るときに読み聞かせをしていただいたということ伺いまして、本の役割というのはいろんなものがあるんだなというふうに、ちょっと自分はやましいと思いながら聞いたところでございます。

そして、子どもたちにとって図書館が大変重要なものであるということをしっかりと訴えてくれたと思います。恐らく大人が思っている以上に子どもたちは図書館を慕っているなと思ったところでございます。

そうした中で、三哲の話もしてくれた生徒がいました。そういうことで、やっぱりこの防府の図書館の父である上山満之進翁の顕彰もしっかりと、また子どもたちと一緒にやっていかなければならないと、また後世に伝えていかなければならないと、そのように思ったところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 市長ありがとうございます。本当に市長の思いわかりました

し、私も同じ思いでございます。本当にすばらしかったです。定期的な取り組みでしっかりと防府市の本当に偉人を語り継いでいく、この風土を私はつくっていただきたいということを要望させていただきます。

また、上山満之進翁の存在は、今言われましたように防府市、山口県、そして日本の中でも、政治、経済も含めて大変貴重な財産だと私は思っております。防府市の歴史・文化の中で上山満之進翁、そして今後予定されている元図書館跡の三哲文庫記念公園もいろいろな冊子に載せていただきたいというふうに思っております。多くの皆様に知っていただく、これは戦略だと思いますので、今後のその冊子等々にも組み込んでいただきたいということは要望させていただきます。

三哲文庫記念公園は、防府以外の人にも知っていただく観光拠点にはならないかということも個人的には思っています。例えばアスピラートから旧図書館跡地、まさに三哲文庫記念公園へ足を運んでいただくような整備事業も考えられるのではと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 上山満之進翁の顕彰を進める中で、これまたよそから来られる観光客の方にも多く見てもらいたいと考えております。

そうした中で、今アスピラートを例示されましたけれども、駅からということもあるかと思えますけれども、そうしたのはしっかりとやっていかなければいけません、申しわけございませんけれども、これまでまず公園の名称変更と何よりも無事に絵が返ってくることに全力投球しておりましたので、まずは9月27日の事業をしっかりと成功するようにしたいと思います。その成功を踏まえて、またこれからしっかりと戦略等を練っていきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

市長のバイタリティーある取り組みはよく知っております。ただ、これをいかにどう防府市の中でつなげていくかは重要なことと思います。今が戦略のときです。しっかりと考えていただきたいと思えます。

昨年、アスピラートの特設コーナーにある山頭火の部屋、これを上山満之進翁の部屋に変更してみてもどうかという提案をさせていただきました。図書館で上山満之進翁の絵も展示される、また内容も先ほど市長の答弁にございましたが、充実されるということでございますが、特設コーナーの利用もしっかり考えていただきたいと思えます。ですから再度提案させていただきたいと思えます。

アスピラートから三哲文庫記念公園へ行っていただくその道案内も含めて、ぜひ特設コーナーは利用していただきたいと思います。先ほど三哲文庫記念公園へ足を運んでいただくような整備事業も考えられるのではという話をしましたが、三哲文庫記念公園を点から線へつなげる仕組みづくりに、ぜひこの場所も活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 先ほども答弁いたしましたけれども、多くの方に訪れてもらうためにはどうしたらいいか、そういうことでしっかりと今後戦略を練っていきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

市長の答弁は多分そういう答弁になるのではないかと思ったので、次はちょっと教育長に聞かせていただきますが、先般、教育の冊子で、「令和の時代は防府の時代」とすばらしいコメントが掲載されておりました。「地元の子どもは地域で育てる、今まさに変化し続ける時代の中で自分の意見を相手に発信できる主体性や積極性を持った若者を育てていきたい」とのことでした。

最後に、高杉晋作の上の句に野村望東尼が下の句をよんで完成させたとと言われております歌の紹介がございました。「おもしろき こともなき世を おもしろく すみなすものは 心なりけり。それは、あなたがどう思うかですよ。要は心のもちようです。教育のまち防府、歴史と文化のまち防府で、一緒に学びませんか」と結んでいらっしゃいました。このすばらしいコメントを江山教育長はどう思われますか。コメントの思いではなく、私の提案を、すばらしいコメントをお書きになった教育長として最後にどう思われるかお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 「山口県教育」の私の文章を読んでいただきまして、ありがとうございます。

あの「山口県教育」は教員がしっかり読むものとして回っておりますので、保護者の方も目にされることがありますが、最後に一緒に学びませんかという思いは県内の全教員への私の思いであります。その前段としては、「令和の時代は防府の時代である」という、市長も私もいつも挨拶で言っていますが、この令和の改元になったときの防府との由来とか兼ね合いが強いと、そして地域全体で子どもたちを育てるという思いが整っていると、そして歴史と文化が恵まれているところで、みんなでしっかり教育をやりましょうと



いう思いを、今回機会をもらいましたので県下の先生方、そして子どもたちへ発信することができたということであります。これから頑張ってまいります。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

これから教育は多分、防府市は変わっていくんだろうと思いますし、この上山満之進翁を通して子どもたちにもしっかり伝えていただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に、5 S運動の取り組みについてお尋ねいたします。

5 Sと言っても、ぴんどこない方もおられるかもわかりません。整理・整頓・清潔・清掃、そしてしつけの5つのキーワードの頭文字をとって5 Sと言いますが、なぜ5 Sなのか。一般質問でこのような項目を取り上げるのも歴代の議員の中でも私が初めてでは思っております。

社会人になり企業に育てられた私が5 Sを実践することの重要性を体感し、5 Sを柱とした職場づくりを実践してきました。日ごろからの取り組みをどう実践していけばよいのか。行政の中で品質や生産性の向上、ぴんどこないと思いますが、業務の効率化を図ることでお客サービスにつなげると言えばわかりやすいのではと思います。

仕事をする中で、職場の中の無駄な時間や無駄な場所を排除すること、また職場における管理能力や職場環境に対する従業員や仲間の意識を向上させることが一番重要なことです。

整理とは、仕事をする中で必要なものだけを保有し、不要品は全て処分すること。整頓とは、機能的な置き場や置き方を定め、探す無駄を、行為を排除すること。清潔とは、事故を抑えるため衛生管理を行うこと。清掃とは、いつも定期的に清掃を行う職場意識を高めること。しつけとは、以上の4点を実行し、それを習慣化すること。不要なものが場所を占領したり、物を探すことに時間がかかったりするような職場環境では生産性の向上は望めません。まずは機能的な整理整頓を行い、清潔な職場環境を整えるため、清掃を習慣として身につけることが必要と考えます。

そこで質問させていただきます。

1つ目に、職場環境の向上や効率的な業務の遂行につなげるための5 S活動の取り組みや教育を考えてみてはいかがでしょうか。

2つ目に、5 S運動を推進する計画をつくるべきでは。

以上2点、お考えをお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 5 S 運動の取り組みについての御質問にお答えいたします。

5 S 運動は議員御紹介のとおり、整理・整頓・清潔・清掃・しつけの5つの基本的な行動と考え方を実践することにより、職場における管理能力や職場環境に対する意識を向上させ、職場環境の改善や業務の効率化につながる取り組みであり、製造業やサービス業など民間企業では広く取り入れられているものと承知をいたしております。

職場を清掃し、清潔な環境を一時的に整えるということだけではなく、整理整頓を継続的に行うことで機能的で使いやすい職場となり、時間や場所、物を有効に活用でき、業務の効率化を図る狙いがあるとされております。

そうした中での1点目の、職場環境の向上や効率的な業務の遂行につなげるための5 S 運動の取り組みや教育を考えてみてはいかがかとお尋ねでございます。

本市におきましては、議員御紹介の5 S 運動そのものの取り組みはございませんが、同様の趣旨の取り組みといたしまして、防府市独自に職員による接遇向上推進委員会を立ち上げまして、来庁者に気持ちよく応対するために接遇向上運動を進めてきております。

この委員会におきまして、毎年度来庁者への挨拶の励行や職場内の整理整頓などの行動計画を定め、全職員にその実施を促しております。職員一人ひとりが意識を持って行動し、習慣づけることにより職場環境の快適化や業務の効率が図られ、行政サービスの向上につながるものと考えております。

また、働き方という面においても、職員の年休取得の推進や職場ごとの定時退庁日の設定など、職員の心身の健康増進に関する取り組みを実施することにより、効率的な業務の遂行に努めているところでございます。

教育といたしましては、この取り組みの継続的な推進には職員の意識を高めることが必要でございます。このため、各職場において係員をまとめる立場となる係長昇進前の中堅職員を対象に、業務や職場環境における無駄を発見し、改善するための研修を実施しているほか、今年度は職員一人ひとりの意識を変えるための通信教育に整理整頓力を磨く講座を設けております。

このように本市独自の接遇向上委員会の活動や各種研修を継続的に実施してきており、今後も職場環境の改善や業務効率化に向け、5 S 運動の趣旨を踏まえまして、より一層推進してまいります。

次に、2点目の5 S 運動を推進する計画をつくるべきではとお尋ねでございます。

接遇向上推進委員会におきまして、これまで毎年度、行動計画を定め、職場ごとに組織単位で、また職員一人ひとりが快適な職場環境づくりや業務の効率化に向けて取り組んで

いるところでございます。特に今年度は、各職員が自分の手元において接遇の基礎・基本を素早く簡単に再確認することができる接遇早見読本及びチェックシートの改定も予定しております。職員に対する意識づけのより一層の強化を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。

接遇向上推進委員会において取り組んで、また中堅職員研修、また通信教育も実践しているということで、少し安心をいたしました。その活動がどのような活動でどう生かされるのか、私はここが大変重要だと思います。製造現場では、仕事におけるクオリティ——品質とか、コスト、デリバリー、納期、そして一番重要な安全——セーフティー、これを高めるのが5S活動の改善と言われます。

5S活動の中で、整理、改善でよく陥るのが単なるお掃除活動になっていないか、掃除をただけでは不要なものが一時的に減るだけで、職場環境はよくなりません。また、整頓活動もそうでございます。物をきれいに並べるだけで、見た目はきれいでも本当に仕事はやりやすくなっているのか、置いている場所が置き方が定まらないために仕事の手順や負荷が毎日変わる、処理の無駄はないか。また資料、伝票など常に新しいものが入っているのか、古いものが昔のままのように机の中に入っていないか、そういうところもしっかり見ていただきたい。

改善するのも本当に必要と感じていますし、そのように改善する仕組みがあるのか、誰が評価して庁内でどのように水平展開するのか、ここの辺をちょっと教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、毎年度、接遇向上の取り組みとしての行動計画、これについては全庁共通の取り組みというのをつくっております。

この中では、先ほど御紹介のありました整理整頓だけではなく、それが清潔に対して相手にどういうふうにな不快になっているか、あるいは議員から御紹介がありました、そのことが一時的でないものになるような取り組みについては、全庁共通の取り組みとして行動計画を定めているところでございます。

もう一方、それと別に各課で、それぞれまた自分たちの課では特にこういうことに気をつけようというところで、それぞれ目標を掲げて取り組んでいるところでございます。

そうしたものにつきましては、年度末に庁内ではございますけれども、どのような取り組みをしたか、どんな効果があったのかというものについて、先ほどちょっと水平展開と

おっしゃられましたけれども、そのようなものを公表というか庁内で共通に持ちまして、よその課ではこんな取り組みをしているんだなとかいうことについて、職員はそれぞれ見ることができ、それを生かしていけるようなそのような取り組みを今現在行っていると、水平取り組みとしてはそういうことを行っているところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

庁内では水平展開みたいなことも取り組んでおられるという話をされていまして。本当に庁内だけではなくて、市民の皆さんにもわかるようにしていただきたいと私は思っています。

皆さんで共有化して考えることが大切だと思いますし、例えば、5Sをすることによって、先ほど安全の話をしましたけれども、安全の改善はどうでしょうか。今のロッカーの位置で地震が来た場合、ロッカーが倒れて出入り口が塞がれはしないか、また市民の皆さんの動線を考えたときに、できるだけ障害物がないようなレイアウトになっているのか。

9月28日に山口マツダ西京きずなスタジアムで開催されました防災フェスタ2019 in 山口へお邪魔させていただきました。その会場に、まさに地震に備えた安全なオフィスづくりという説明もされていまして。

オフィスプランニングは働きやすさや快適性といった機能のほかに、災害の際にいかに被害を抑えられるか、機能回復までの時間をいかに短縮できるかといった視点を持つように心がけることが大切であるというふうに御説明を受けました。このような視点で皆さん、小集団活動で話すことがあるのか、ないのか教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 市では職員、もちろん来られている市民の方も対象にいたしまして、いざ何かが起こった、特に火災とかに対しては火災避難訓練ということを行っております。そうした中でそれぞれの階ごとに各課あるいはその係員がどこの役割を果たすとかということもやっております。そういう共通認識を定めるために、そういう取り組みをやっている中でございます。

先ほどちょっと御紹介もありましたけれども、防火ドアの前には物は置かないとか、そういうことについては特に気をつけてやっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

ただ、5S活動を通じてそういうことが出てくるのかな、出てこないといけない、何の

ために5Sをやるのかというところからしたら、必然的にこういうことは多分出てくるはずなんです。災害に備えた安全なオフィスづくり、環境づくりはぜひ5Sを通じて考えていただくような仕組みもつくっていただきたいというふうに思っております。

市民サービスの向上を図るために西尾市さん、行政改革における職員の意識改革を具体的に目に見えるものとするとともに、ビジョンや組織の課題等を共有化し、西尾市方式の5S運動に取り組んでおられます。

日常業務で気づいた問題点、課題、改善案等を御意見板等に記入して、5Sミーティングで話し合いをすることで問題解決を行う、また各職場の取り組み状況が一目でわかるように庁内の5Sホームページに掲載することで見える化と共有化に取り組んでおられます。

この件は、また次の機会に詳しくやらさせていただきたいと思います。庁内を通る私自身を見かけたら、こんな改善をしましたよとぜひ言っていただきたい、声をかけていただければ幸いです。また、防府市の職員さんから出たアイデアが新しい庁舎へ生かされることを期待して、この項は終わります。

次に、大きな質問の最後となります。

市民の健康づくり推進事業についてお尋ねいたします。

市民の皆さんが生涯を通じて健康で自分らしく豊かな人生を送ることができるよう、防府市でも健やかほうふ21計画を策定し、さまざまな健康づくり施策を展開しています。

市民の健康課題に対応した施策や、国や県の計画を踏まえながら、総合的に展開した健康づくりが多いように感じています。もちろん大切なことで批判するものではありませんが、防府市が考える防府市独自の施策も今後は取り入れていただきたいと思います。

7月の初めに防府市役所で働いている職員さんを中心に、自己啓発の一環で取り組んでおられる暮れ六つTryあぐるセミナーへお邪魔させていただきました。このセミナーへ参加させていただいたのは私は2回目ですが、準備される幹事の皆さん、また業務が終わってから参加される職員の皆さんの熱意に感動いたしました。本当に素晴らしい取り組みだと敬意を表したいと思います。

講座は、「がんとともに生きるということ」という内容でした。今回私がお声がけをしていただいた講師は私の仲間でもあるマツダ株式会社総務部、江中忠孝さんでした。話を戻しますが、今回の講座に参加されたほとんどの方が検診受診率の低さに驚かれたと思います。山口県の検診受診率は全国でもワースト1、2です。また、防府市は山口県の中でも最下位レベルの受診率です。山口県の中でというより、日本の中で一番受診率が低いという認識を持たなければいけませんと市長も挨拶をされておられました。

がんは2人に1人がかかるとても身近な病気で、早期発見、早期治療をすれば治る可能

性が高いのですが、早期がんのほとんどは自覚症状がありません。そのため定期的な健診を受けることによって、早期発見、早期治療につなげることができます。

今回のセミナーでは、実際のがんを患い、手術を受け、現在も闘病しながら仕事を続けていらっしゃる江中氏を講師に迎え、がんに対してどのように向き合ってきたか貴重な体験談を話していただき、大変意義のあるセミナーでした。

市民が健康づくりを考える、そのことができていないから防府市のがん検診率にも数字として上がっているのではと思います。

そこで現状把握ということで質問させていただきますが、健康診断を推進する中で全国的に見る山口県、防府市の受診率は、また今後の受診率向上に向けた取り組みへの考えを教えていただければと思います。

市民の健康づくりという点から言いますと、健やかほうふ21計画（第二次）、本年度は平成27年度に策定した計画のアンケート調査や来年度の中間評価と目標の見直しを図る大変重要な戦略の年です。市民が健診や講座へ参加等をした場合、ポイントを付与する仕組みやクーポン券等を交換するサービスも考慮した施策も検討し、取り組んではと提案しますがいかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 市民の健康づくり推進事業についての御質問にお答えいたします。

市では健やかほうふ21計画（第二次）を平成27年度に策定し、市民の皆様の健康寿命の延伸などを目標に、家庭、地域、職域、行政等が一体となって健康づくりを推進しているところでございます。

1点目の山口県、防府市のがん検診の受診率及び受診率向上に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

山口県のがん検診受診率は、平成29年度の全国順位で見ますと47都道府県中、胃がん検診が42位、大腸がん検診が46位など全国の中でも特に低い状況でございます。さらに本市は県内他市と比較しても低く、がん検診の受診率を上げることは県・市ともに大きな課題であると認識しております。

平成29年度の山口県と本市のがん検診の受診率を比較しますと、乳がん検診は県が17.3%、市が17.8%、子宮がん検診は県が22.7%、市が26.1%となっており、県平均を市のほうが上回っております。

しかしながら、胃がん健診は県が10.5%、市が5.8%、大腸がん検診は県が13.9%、市が7.5%、肺がん検診は県が14.1%、市が5.9%となっており、県平均

を市のほうが下回っております。

次に、がん検診の受診率向上に向けた取り組みについてお答えします。

まず普及啓発の取り組みといたしましては、市広報の毎月1日号で、がん検診の周知を含めた健康づくりの特集を掲載し、かかりつけ医からも市民の皆様に声かけをお願いしております。

さらに、全国健康保険協会山口支部と連携して、被扶養者に対して市のがん検診の御案内をダイレクトメールとして送付いただいております。また、市から特定健診や健康診査の御案内をする際にごがん検診の案内を同封し、周知を図っているところでございます。

次に、受診しやすいがん検診の取り組みといたしましては、平成27年度から大腸がん検診について、それまでの医療機関での検診に加え、保健センターで集団検診を開始するとともに、一度に複数のがん検診を受診できる総合がん検診を土曜日に開始するなど、受診しやすい環境を整えてまいりました。

また、平成29年度から胃がん検診について、これまでの胃部エックス線検査に加え、胃内視鏡検査を開始し、検診方法を選択できるようにしました。このほか、県が実施する休日・平日夜間がん検診につきましても、市広報やホームページで啓発しております。

このようにさまざまな取り組みをしてきましたが、十分な効果が上がっていない状況にございます。

今後の取り組みといたしましては、本年度に実施しております健やかほうふ21計画（第二次）の市民アンケートの結果や、がん検診の受診率の現状を踏まえ、ケーブルテレビ等メディアを活用した普及啓発の充実を図るとともに、健やかほうふ21計画（第二次）推進委員会の皆様にも御意見をいただき、対策を検討してまいります。

2点目の、市民を検診や講座等へ積極的に参加してもらうためのサービスについての御質問にお答えします。

現在、本市では県が取り組んでおられます、誘ってがん検診キャンペーンや、やまぐち健幸アプリの周知を行っており、これらに登録されている防府市民がポイントや特典を受けられるようになっております。このアプリは人気が高く、防府市民の登録者も1,000人を超えており、現在も増加しておりますので、県と連携のもと、やまぐち健幸アプリのより一層の利用促進を図ってまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。

しっかり取り組んでいただきたいというふうに思いますが、山口県ものぼり旗等々でが

んの受診率50%超えということでPRもされておりますが、それだけではやはりなかなか受診率も上がらないのが現状なのでしょう。

先ほど冒頭では、がんの検診の受診率の話をしました。都道府県別の特定健康診査実施率、これではどうでしょうか。平成28年度を都道府県別で私自身調べてみますと山口県は47位です。全国平均が36.6%に対して山口県は26%と低い数字でございました。

ここで気になったんですが、全国的に見ても生産年齢人口、15歳から65歳未満が低い、多分国民健康保険被保険者が対象なんだろうと思いますが、多分企業で受ける健康診断の数値は入っていないんじゃないかと私は思うんですが、この辺ちょっと教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 今受診率の出し方の、要は分母になる部分のことだと思うんですが、受診率というのは受診者が分子で、分母に対象者がおるんですが、その分母の部分の対象者が、今対象としておりますのは40歳以上の人口でございまして、それになおかつ就業している方も除いていると、ちょっといろんなものを除いたり足したりしておるんですが、今議員が言われた就業者は分母から除いておりますので、一部の人が対象となっている状況でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

やはり生産人口の、例えば企業が多い市町村では当然そういう分母のところに入っていないので受診率は下がってくると、この辺は少しフォローさせていただきます。

確かに、だからと言って、では企業で働いている人がどうなのかというのは見える仕組みはつくらなければいけないのかなと思っております。企業の受診率から言いますと、大きな会社は健康診断が当然のように行われます。じゃ中小企業、小規模事業者の状況はどうでしょうか、把握できているのか、把握する仕組みがあるのか。また、今パートさんやアルバイトの方、常時使用する労働者——常時使用する労働者という言い方がいいのかわかりませんが、一定の条件を満たした場合は対象、該当する場合がございます。そして、今から外国人の方、生産環境が変わる外国人の健康教育や診断状況、健康増進課として健康福祉部として取り組みが今後どうされるのか教えていただければというふうに思います。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 2点あったと思うんですが、1点目が、中小企業の受診の把握、2点目が、外国人の方への健康診断等の対応だったと思うんですが、まず、



1点目の中小企業の健康診断の受診状況でございますが、これにつきましては現在把握できておりませんが、商工会議所とタイアップというか、協力関係を結んでいきたいと思っておるんですが、現在健やかほうふ21計画の推進委員の中にも商工会議所の方が委員として参画されておりますので、今後協議会の中でも話していきたいと思っております。

2点目の外国人の労働者の健康診断の件でございますが、議員御指摘のとおり労働者増えていらっしゃいます。本市ではその外国人の方に対応するために、今年度から開始を予定しております出前講座で御説明すること、それと生活情報マップを作成し、外国人の生活応援をしていこうと考えております。その生活情報マップの中に健康診断のことも盛り込んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。

次に質問をしようと思っておったんですが、受診率をどう分析し、どう数字を追いかけていくのか、今、中小企業や零細企業の数値は把握できない、やっていないというお話で、今後商工会議所へ促して連携も必要と考えているという御答弁でございました。今さらながらちょっと遅いのかなと、もっとやっぱりこういうところはしっかり本当に真剣に考えるのであれば、やはりその辺の分析はしっかりしていただいて、今後は次のステップ、向上に向けた取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

先ほどの御答弁でもありましたように、山口県も勤務などの都合も考慮して土曜日も検診できるようにしたり、夜間の検診も実施するということが新聞等の記事で出ていました。しっかりとその辺もPRも含めて、他部門との連携をどうとるのか、これはしっかり考えていただきたいということを要望させていただきます。

なぜこのようなことを言うのかというふうに言いますと、先般の新聞報道、企業向けに国が始めた助成金制度がございます。内容は、これもがんなんです、がん患者が治療を受けながら働ける、この就業環境を整えた企業に対して助成する制度でございます。

先ほど生産年齢人口の話をしましたけど、2016年にがんと診断された患者の年齢の割合を見たときに、20歳から64歳の方が全体の25.5%、ここも考慮したと思うんです、当時は。1社10万円、2017年に750件分の7,500万円を確保していたそうでございます。ただ、残念なことに申請はわずか14件だった。その金額も少ないというふうに思ったかもしれませんが、厚労省は2018年以降、助成金の増額、19年度は最大60万円が支給されるということも記載されておりました。大企業は整備されつつあるが、中小企業では進んでいないということも記載されておりました。行政として制度の

周知も含めて、しっかりと連携を取っていただきたいということを要望させていただきます。

労働安全衛生法66条の1項では、年に1回、定期的に健康診断を実施と義務づけています。たとえ従業員が1人でも実施する義務があるわけです。当然、一般定期健診、健康診断を実施しない経営者は処罰されることもあるということでございます。しっかりと商工会議所等と連携をとっていただきたいということを再度言わせていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 議員が今要望されておりましたことにつきましては、商工会議所とも協議いたしますし、前向きに協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。よろしくお願いたします。

また、この健康づくりというところを調べてみますと、各市町村も調べてみましたけれども、健康増進で紹介されている鯖江市さんがよくインターネットで引っかけられます。健康診査や健診講座への参加にポイントを付与し、市内の店舗で使えるクーポン券等を発行しています。本年度からは同じポイントでよりたくさんのサービスを受けられるように内容も充実されておりました。

先ほどお話ありました、同じように山口県と防府市も連携して、やまぐち健康づくり応援カードでポイントをためてサービスを受けられる仕組みもありますが、少し防府の店舗が少ないように私は感じています。今後は店舗の皆さんへの協力活動も含めた拡充も考えていただきたいと思います。

また、若い人や携帯を持っている人を対象に、やまぐち健幸アプリ、健幸の「幸」は「幸せ」ですよね、これも歩いて記録して、参加して健幸ポイントがためられるようになっています。PRする、周知も含めてしっかりと考えていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、3番、山田議員の質問を終わります。

---

○議長（河杉 憲二君） 続きまして、19番、田中健次議員。

〔19番 田中 健次君 登壇〕

○19番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。

今回は3点にわたって質問をさせていただきます。

質問の第1は、外国人住民との共生についてでございます。

外国人ということでも関連があるということで、きょうは防府市とセルビアの交流ということで、セルビアの防府市とのマスコットキャラクターのセルビーの缶バッジをつけさせていただいております。

8月9日に開催された山口県市議会議長会主催の研修会では、2040年未来ビジョン出前セミナーとして、地域のグローバル化とダイバーシティ「外国人と労働環境」と題して、この問題に取り組み、著書もある弁護士の先生の講演をお聞きし、外国人材が146万人となり、この10年間で3倍になっているということ、地方自治体の取り組みなど、大いに啓発される場所がありました。

市議会でも外国人のごみの捨て方などの課題が指摘されたこともありましたし、生涯学習課、社会福祉協議会、市民活動支援センターの3機関で編集しております情報紙「まなぼら」の6月号では、特集記事として防府で暮らす外国の方々を支える仕組みが取り上げられています。改めて外国人住民との共生という課題について、防府市も後追いではない政策を確立することの必要性を感じております。

総務省は、既に2006年、平成18年3月に地域における多文化共生推進プランについてという通知で、国際化に関するこれまでの国際交流、国際協力という2つの柱に加えて、地域における多文化共生を第3の柱として取り組みを進めることを求め、地域における多文化共生推進プランを策定し、地方自治体に対して多文化共生の推進にかかわる推進計画を策定し、計画的かつ総合的に実施することを求めています。

国の地域における多文化共生プランでは、基本的考え方の4つの柱、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、多文化共生施策の推進体制の整備、これをもとに具体的な施策をこの4つの柱のもとに記載しています。

1番目のコミュニケーション支援では、地域における情報の多言語化、2として日本語及び日本社会に関する学習支援の2点について述べられています。

2番目の生活支援では、1、居住、2、教育、3、労働環境、4、医療・保健・福祉、5、防災、6、その他の6点について記述をしております。

3番目の多文化共生の地域づくりでは、地域社会に対する意識啓発、2として外国人住民の自立と社会参加の2点について記述をしております。

4番目の多文化共生の推進体制の整備では、1として多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携、2として地域における各主体の役割分担と連携・協働について記述されています。

この一番最後の施策では、市区町村の役割として、区域内における多文化共生の推進に

関する指針・計画を策定した上で外国人住民を直接支援する主体としての取り組みを行うことと明記されております。

そこで具体的な質問となりますが、現状を把握する意味で、まず2点お尋ねをいたします。

1つ目は、現在、外国人住民は何人おられるのか、その国別内訳はどうなっているのかについてまずお伺いしたいと思います。

2つ目は、在留資格別に分けて、特別永住者、永住者、定住者、留学生、技能実習生等はそれぞれ何人になっているのかについてお伺いいたします。

以上の基礎的な数字をお答えいただくと同時に、具体的な市としての施策として、3つ目の質問に入りますが、外国人住民に対する支援策として何をしているのかについてお伺いします。施策の内容を整理する意味で、国の地域における多文化共生推進プランの施策の4つの柱に沿って御回答いただければと思います。

4つ目は、外国人住民との共生を進めるため、防府市でも多文化共生に関する指針・計画、つまり多文化共生推進プランを策定すべきではないかと思いますが、市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 19番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 田中健次議員の外国人住民との共生について、4点の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の外国人住民の人数と国別内訳についてでございます。

令和元年8月末の外国人住民は1,561人でございます。国別内訳では、人数の多い順にベトナムの方が559人、中国の方が344人、韓国の方が168人、フィリピンの方が117人、インドネシアの方が83人、カンボジアの方が78人となっております。

続いて、2点目の在留資格別の人数についてでございますが、これも令和元年8月末現在でお答えいたします。

平成3年に制定されました、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者は、第二次世界大戦終戦前から引き続き居住している在日韓国人、朝鮮人、台湾人及びその子孫が在留するための資格であり、154人でございます。

また、出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法に基づく在留資格別に申し上げますと、法務大臣が永住を認めた永住者は192人、法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める定住者は39人、大学・短期大学等の留学生は50人、

技能実習法上の講習を受け、技能等に係る業務に従事する技能実習生は828人となっております。その他のうち、日本人の配偶者等の在留資格者は35人となっております。

3点目の外国人住民に対する支援策についてでございます。

総務省が策定している、地域における多文化共生推進プランの施策の基本的な考え方であるコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、多文化共生施策の推進体制の整備の4つの柱に沿ってお答えいたします。

1つ目のコミュニケーション支援につきましては、多様な言語による行政情報の提供として、転入してこられた外国人の方に対して4カ国語に対応したごみの分け方・出し方のチラシや防災ハンドブックを配付しており、また在住外国人に対する生活情報の提供として、市ホームページに英語、中国語、韓国語の翻訳サービスを導入しております。

そして、日本語及び日本社会に関する学習支援としましては、民間団体の活動として、防府日本語文化交流会「わをん」という団体が外国人のための日本語教室を開催されておられます。留学生や技能実習生といった多くの外国人が集われるもので、25年以上前から易しい日本語をやり取りしながら日本語の学習をしておられます。

次に、2つ目の項目である生活支援につきましては、今年度より防府市独自の事業として、外国人労働者を受け入れる企業に着目し、外国人生活応援事業を実施しております。

この事業は、商工振興課を窓口として関係課が連携して企業を訪問し、ごみの出し方や交通ルール、文化などの情報を提供する出前講座の実施と、易しい日本語のほか6カ国語に対応した生活情報マップを作成、配付することにより、防府市内での生活に溶け込めるよう支援することを目的とするものでございます。

実施に当たっては、より実態に即した内容となるよう外国人を受け入れている10社を超える企業の協力を得ながら10月を目途に生活情報マップを完成させ、配付するとともに出前講座でも活用してまいります。

また、多言語による相談窓口として、今年度より県が開設した、やまぐち外国人総合相談センターと連携して、教育や医療、福祉、子育てなど多様な相談に多言語による対応についても取り組んでまいります。

3つ目の多文化共生の地域づくりについては、交流イベントとして市内21の団体で構成された防府市国際交流団体連絡協議会が毎年、春の国際交流フォーラム、秋には愛情防府フリーマーケット内での国際交流フェスティバルを開催し、外国人と市民の皆様の相互理解を深める場といたしております。また、県の国際交流協会と共催で外国人を対象とした防災教室や日本文化講座等を開催して、外国人の生活を支援しています。

4つ目の多文化共生施策の推進体制の整備については、先ほど御紹介した防府市国際交

流団体連絡協議会が国際交流活動を活発にし、市民の国際理解を推進することで地域の活性化を図る事業を実施するとともに、外国人同士の情報交換及び日本人との交流の機会を提供し、外国人にとって住みやすいまちづくりを推進する事業を実施しております。

当協議会に加入しておられない団体につきましては、情報交換や意向の収集を行っており、必要に応じて連携をしていきたいと考えております。

4点目の御質問である多文化共生推進プランの策定につきましては、地域の実情を踏まえ、また他市の動向も注視しながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 施策についての丁寧な御説明ありがとうございました。

防府市も何もしていないというわけではないということはわかりますが、一つ、体制的にまだ不備ではないかというようなことも感じておりますが、最初に、先ほどの答弁の中でいろいろお答えいただいたことの中で、今年度、外国人の生活支援という形でパンフレットだとか何かそういうものをつくれるというようなお話がありまして、市の新年度の予算の資料の中にもそれが出ておりました。それで、これまでの英語、韓国語、中国語のほかに、タガログ語——これはフィリピンの関係の人ですね、それからインドネシア語、ベトナム語のものもつくるということでありました。

先ほど外国人別の人数を言われましたが、ベトナムが今国籍別でいけば1位であると、それで中国、韓国が続いて、フィリピン、インドネシアが続いて、6位がカンボジアで、インドネシアが83人で、カンボジアが78人ということになると、インドネシアと余り変わらないような形になると思いますので、今年度の予算はそこまでできないのかもしれませんが、そういった、例えばカンボジア語、これはクメール語というほうが正しいのかもしれませんが、そういうものについて考えていただくことを要望しておきたいと思いますし、それから昨年12月に外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策というのを国が出しております。

その中で、平成31年度に外国人材の送り出しが想定される9カ国というような形で、盛んに9カ国というのが出てまいりますが、それで今言ったカンボジアのほかに、あとタイ、ミャンマー、ネパール、モンゴルというのが9カ国で挙がっております。だからそういった対応も今後必要になるのではないかと最初に申し上げておきたいと思います。

私の大きな質問の3つ目の最後の多文化共生推進プランです。

これについて、総務省の資料を見ますと、ちゃんと独立した多文化共生プランを策定し

ているところ、この割合を出しておりますが、それはまだことしの4月現在では9%であるそうです。ただ、国際化施策一般の中で出しているところが8%、それから総合計画の中で多文化共生施策を含めているところ、これは51%で、これを合わせると68%、つまり3分の2の市については総合計画の中では少なくともそういうことを入れておるといふことでもあります。

防府市の総合計画、今年度から見直しということでもありますので、7年か8年前につくって、3年か4年ぐらい前に見直したわけですけれども、そういうことであれば、次の総合計画の中には、これはぜひ入れなければならない課題だと思うんですが、この辺についてどう思われますか。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。

新たな総合計画につきましては、来年度中の策定に向け、現在市の施策全般についての現状分析などを行っているところでございます。今後、計画内容を検討することとなりますけれども、お尋ねの多文化共生の推進を総合計画に盛り込むかどうかは、本市における外国人住民の動向、多文化共生にかかわる国際交流施策をはじめとした諸施策の方向性などを勘案し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） やや抽象的な答弁でしたけれども、10年前の統計でいくと総合計画にまで入れているところは3分の1しかなかったんです。10年間に3分の1増えて3分の2になったわけですから、やはり次の総合計画の中にこういった課題を入れないということになると、非常に時代おくれの総合計画になってしまうということだけ申し上げておきたいと思います。

それで、あと先ほど市の中の国際交流の協議会というような組織を中心にいろんなことを動かしているようなお話がありましたが、この組織はどちらかというと、国際交流、国際協力というような視点でつくられた組織です。モンロー市だとか春川市等の姉妹都市提携だとかそういったことの中で。

したがいまして、例えば先ほど執行部のほうから御説明ありました防府日本語文化交流会「わをん」で活動をされている方、この「まなぼら」の中でインタビューを受けて紹介されておりますが、こちらは入っておりますが、もう一つ、「防府グローバルネット」という平成24年に発足した団体については今は入っておりませんし、国際交流とはまた別の次元でこの多文化共生の施策、進めないといけないと思いますので、今日の時点で新た

なそういった協議会をつくるかということをご希望したいというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 市民団体との協議の場の設置ということでお答えいたします。先ほど「まなぼら」のほうで御紹介されました「防府グローバルネット」、この方のほうは確かに国際交流団体連絡協議会、こちらのほうには参加されておられません、実際には積極的な多文化交流の場としての活動をされておられる団体というふうには認識しております。

そういった中で、今後とも同協議会と連携しながら、また新たな協議の場の設置が必要であれば、そのことにつきましても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） それで防府市のその辺のところははっきりしない一つの要因は、担当部署が市民活動推進課の中の国際交流室だと思うんですが、庁内の連携組織といえますか、そういったものがまだできていないんじゃないかと。個別に各課が連絡をとったりするような形じゃないかと思うので、この辺の庁内の連携組織をつくるような考え方はどうですか。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） お答えいたします。

先ほど田中議員のほうから御紹介ありましたように、現在は市民活動推進課の国際交流室のほうを担当しております。しかしながら、横断的な組織につきましては、現在必要に応じて庁内での関係課会議を開催しております。先ほど質問の中にございました、その外国人の生活応援事業としての出前講座、この辺の会議につきましても横断的に開催しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） わかりました。

ぜひこの課題は防府市がどういうふうにするのかとは別に、政府と財界の協議のいろいろな場の中で、外国人労働者がどんどん増えていっているわけです。これは防府市がストップをかけようと思ってもストップかけられない問題になりますので、これは後追いではない、むしろ政策的に先取りするような形でやっていかないと非常に、例えば住民も困ったり、来られた外国人の方も困ったりというトラブルのもとになると思いますので、ぜひ今



後、前向きに進めていただきたいということを要望して、この項は終わります。

続いて、質問の2つ目ですが、子どもの権利条約、児童の権利に関する条約についてであります。

国は、児童の権利に関する条約と訳しておりますが、子どもの権利条約との名称がより一般的であるため、子どもの権利条約という名称で以下述べさせていただきます。

この子どもの権利条約は、1989年、平成元年11月20日に第44回国連総会において全会一致で採択され、日本は5年後の1994年、平成6年に、世界で随分おくれた形ではありますが158番目の批准国となり、1994年5月22日に発効しました。ことしは子どもの権利条約採択から30年、日本が批准し、発効25年の年となるわけであり

ます。子どもの権利条約は1959年の国連の子どもの権利に関する宣言を源に、1979年の国際子どもの年を直接的契機に、国連の人権委員会で約10年をかけて起草され、法的拘束力のある条約として、子どもの権利の国際的保障の共通基準となるものであります。

前文と54条からなるこの条約は、子どもを権利行使の主体として捉え、意見表明権、表現・情報の自由、思想・良心・宗教の自由、プライバシー・通信・名誉の保護、親による虐待・放任・搾取からの保護、障害児の権利、教育への権利、休息・余暇、遊び、文化・芸術的生活への参加、性的搾取・虐待からの保護などを規定し、意義深い内容であります。

条約は、締結国に対して批准2年後、その後は5年ごとに条約の実施状況について報告することを義務づけており、日本政府はこの規定に従い、1996年5月に第1回目の報告書を国連子どもの権利委員会に提出し、1998年にこの報告を審査した子どもの権利委員会の総括所見、いわゆる勧告が出されております。その後、ことしの3月に4回目の総括所見、勧告が公表されております。

いささか古い話となりますが、私は日本での条約発効後の1994年、平成6年9月議会と1997年、平成9年3月議会で、この子どもの権利条約について取り上げました。当時は校則等の見直しなど、具体的な課題も議論させていただきましたが、理念的な面もあり、その後は市議会で取り上げることはしてきませんでした。

ところで、最近、福祉関係の方から児童福祉法の改正で子どもの権利条約が条文に入ったとお話をお聞きしました。すなわち2016年、平成28年の児童福祉法の改正により、その第1条、第2条が児童の福祉を保障するための理念を明確化するために改正され、子どもの権利条約の理念が盛り込まれました。第1条では、児童の権利に関する条約の精神にのっとりとの文言が入り、第2条第1項では、児童の年齢及び発達の程度に応じて、

その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮とされました。

条約採択30年、日本批准発行25年のことしには、4回目の第4・第5回、統合定期報告書に対する総括所見も出され、改めてこの条約について教育委員会の御見解をお伺いすることは意味があることではないかと思っております。

そこで1つ目の質問は、子どもの権利条約について、改めて教育委員会の基本的な考えをお伺いいたします。

2つ目は、子どもの権利条約の広報・周知についてお伺いいたします。

子どもの権利条約の内容を教育関係者、保護者をはじめ、多くの方に知っていただくため、積極的な広報活動が重要と思います。広報活動、周知の取り組みはどのような状況でしょうか。

3つ目は、子どもの意見表明権の尊重についてお伺いいたします。

ことし3月の国連の子どもの権利委員会の総括所見でも、意見を形成することのできるいかなる子どもに対しても年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与える全ての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ子どもの意見が正当に重視されることを確保するよう促すと記されています。学校の現場では、子どもの意見表明についてどのような状況でしょうか。

4つ目は、子ども議会、小学生議会、中学生議会の開催についてお伺いいたします。

20年ほど前には、市教育委員会の主催のもと、隔年で小学生議会と中学生議会が開催され、各学校からの児童・生徒の代表が市政に関してさまざまな提言を行ってまいりました。こうした取り組みは、子どもの意見の尊重として意義深いものと思います。

ことしは防府青年会議所の方々が子ども議会を開催されました。私は傍聴させていただき、過去の小学生議会、中学生議会の記憶を呼び覚まし、よい企画だと感心し、関係された方々の御努力に敬意を表するものですが、市教育委員会との連携が不十分で、日程の設定など幾つかの課題もあったとお聞きしました。

関係者との調整をしていただき、よりよいものとするを考えていただければと思いますがいかがでしょうか。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 田中健次議員の子どもの権利条約についての御質問にお答えいたします。

まず、教育委員会といたしましては、児童・生徒は大人と同様、一人の人間としての人権を持つとともに、特別な保護や配慮が必要な権利を持つ存在であるとする子どもの権利

条約を遵守する必要があると考えております。

そこで本市の学校教育におきましては、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の本質の徹底を図ることが大切であると考え、一人ひとりを大切にされた教育の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、子どもの権利条約の広報、周知についてでございますが、教育関係者においては、学校経営や教育活動の中で子どもの権利条約の趣旨が十分に理解された実践が図られるように研修に取り組んでおります。毎年実施しております教職員対象の人権教育研修会では、子どもの権利条約に触れながら児童・生徒の人権を尊重した教育活動の必要性について学習しております。

保護者並びに地域の方への広報、周知についてでございますが、市教育委員会生涯学習課人権学習室がPTA人権教育講演会や家庭教育学級、市民セミナー等において、子どもの権利条約の中にある4つの権利――生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利について説明をしております。

次に、子どもの意見表明権の尊重についてであります。小学校では学級内の役割分担、休み時間の過ごし方、運動会のプログラムの考案などにおいて児童の意見を取り入れるなど、子どもの主体性を育む活動を行うと同時に、授業において自分の意見や考えを発表する活動を充実させ、意見表明のスキルそのものを高める教育を行っております。

また、中学校では生徒会活動を中心とした自治活動が充実しており、学校行事への参画はもちろんのこと、各種委員会の組織を活用して生徒一人ひとりの意見を吸い上げながら、よりよい学校生活を目指して生徒自身が活動目標の決定やイベントの企画等を行っております。また、学校運営協議会に生徒が参加をし、学校運営に生徒の意見を取り入れようという取り組みを行っている学校もございます。

教育委員会といたしましては、今後も児童・生徒等の発育、発達段階に応じたきめ細やかな教育活動を展開してまいります。

最後に、子ども議会の開催についての御質問にお答えいたします。

議員御提案の子ども議会ですが、一般的には主権者教育の推進や子どもの権利条約にある意見表明権の実現、まちづくりの活性化等を目途に実施されております。

本市におきましても本年7月28日に、小・中学生27名の参加を得て、公益社団法人防府青年会議所主催の子ども議会が開催されたところでございます。実際にまちを歩いた上で一般質問を考えた子どもたちが、よりよいまちづくりを意識したすばらしい考えを堂々と述べている姿に感心したところであります。

今後、子ども議会が開催される場合におきましては、議員御提案のとおり、しっかりと関係機関と連携をし、よりよいものになるよう対応してまいりたいと考えております。

なお、教育委員会といたしましては、さまざまな教育活動を通して、子ども議会の趣旨の一つである意見表明権を意識した取り組みを展開しているところでございます。具体的には、教育委員会主催事業である防府市夢プロジェクト「菅公みらい塾」のプログラムの中に、まちづくりをテーマとした講座を組み込み、子どもたちが思いや願いを伝えることができる場を設けております。

また、各学校においては学級活動や生徒会活動、さらには人権作文コンテストや弁論大会、読書感想文コンクール等への参加を通して、子どもたちの意見を尊重した教育活動に努めております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） いろいろ御答弁ありがとうございました。

二十何年前の私の一般質問を改めて自分で読み直して、当時のことと比べて今の時代はやはり変わっているということを感じております。25年だとか、そういう年数がたっておるわけでありますから。

それで、ただ全国的には市のホームページで子どもの権利条約の内容を紹介しているような自治体がかなりございます。ただ、その内容は先ほど教育長が御答弁された4つの基本的な考え方だとか、あるいはこの問題にきちんと日本では取り組んでいるユニセフ、そのページを紹介したり、あるいは外務省のほうでこの子どもの権利条約の条文などをホームページに出しておりますから、外務省のホームページにリンクを張ったりというような形でしておりますが、そういったものについて、防府市でも取り組むべきではないかと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（林 慎一君） 子どもの権利条約のホームページへの掲載についてお答えをいたします。

ホームページへの紹介につきましては、どのような方法、掲載内容や掲載箇所等が効果的か、健康福祉部やその他関係部署と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 今言われたように健康福祉部のほうも関係ありますし、子ども条例だとか子どもの権利条例というような条例を制定しているような市も、この子ども

の権利条約に基づいて、その趣旨を踏まえて、そういったところもありますので参考にさせていただきたいと思います。

それで一つだけ申し上げますが、その国連の子どもの権利委員会がことしの3月に公表したいわゆる勧告ですが、その最初のところで幾つかの問題については、強い懸念ということを表明しております。いろんなこと、例えば虐待だとか、それから差別だとか障害の差別だとか、そういう幾つかの項目についてするわけですが、一番弱い表現が勧告です、その上が強く勧告、それから懸念を表明する、それから強い懸念を表明すると、そういう4段階に分かれているんですが、先ほど言われました子どもの意見の尊重ということは、日本に対しては強い懸念を表明されているわけであります。国際的に見れば、いろんな形で前よりはよくなっているわけですが、まだそういう状況だということをおひとつ御認識させていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

それで、次の質問に入ります。

質問の3番目は、幼児教育・保育無償化についてであります。

10月1日から認定こども園、幼稚園、保育園などの3歳から5歳児、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児の利用料が無償化されます。しかし、全てが無償化となるわけではなく、通園送迎費、行事費、給食の食材料費などはこれまでどおり保護者負担となります。

給食の食材料費、副食費の扱いの問題は無償化の制度設計の際の大きな論点でありました。保育園では主食のパンまたは御飯は実費負担、副食費・おかず代は保育料に含まれていました。これに対して、幼稚園ではいずれも実費負担のため、この調整をどうするかということになります。つまりどちらに合わせるかということになります。保育関係者の、給食は保育の一環であり、実費徴収反対との意見は通りませんでした。

中高所得世帯では保育料が大幅に減る一方、低所得世帯では給食費の実費徴収により、むしろ負担が増えるのではないかと指摘もされてきました。そのため国は無償化に当たり、保護者負担が増えないよう年収360万円未満相当の子ども、全所得階層の同時利用の第3子以降の子どもの副食費を免除することに至りました。低所得者のほか、同時利用の第3子以降を免除したのは、同時利用の子どもがいる場合、3人目以降は利用料ゼロ円としていることによる対応であります。これにより国制度に関する保育料の負担増という逆転現象は解消されます。そのための条例改正がこの9月議会に提出されておるわけでもあります。

ところで防府市は、県制度に基づき同時利用に関係なく3人目以降の子どもの保育料を第2階層から第7階層までを無料とし、第8階層以上は保育料を半額としているため、これまでの県と市の軽減策により、保育料を超える副食費、これを10月から徴収される世

帯が生まれるという逆転現象が生じるわけであります。

防府市の保育料は3歳児の標準時間では4,000円から3万3,000円まで幅があります。中高所得世帯では保育料が大幅に減る一方、低所得世帯では給食費の実費徴収により、むしろ負担が増えるということが10月から防府市で起こることになります。

さきの6月議会の教育民生委員会の中で、無償化によりこれまでより負担が増えることはないかと尋ねたところ、年収360万円を超え、470万円未満相当の子どもについては副食費が保育料を上回り、負担増となる世帯が発生し、その見込みは38人との答弁がされました。その時点では県の方針が示されていませんでしたが、その後、7月末の教育民生委員会の所管事務調査の際には、県は国のような対策を講じないとの方針であるとの御回答でした。

そこで具体的な質問になりますが、10月からの幼児教育・保育無償化により、これまでより負担増となる世帯に対して、防府市として軽減策を実施すべきではないかと思いますが、この点について執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の幼児教育・保育無償化についての御質問にお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化につきましては、少子化対策などを目的とし、本年10月から実施されることから、本市におきましても円滑な実施に向けて、幼稚園や保育所などの事業者や保護者へ無償化制度の説明を行うなど、しっかりと準備を進めているところでございます。

国におかれましては、幼児教育・保育の無償化に当たり、給食に係る費用の取り扱いについて検討され、主食費・副食費ともに施設による実費徴収を基本とするとの見直しが行われることとなりました。

そのため、国におかれましては無償化制度の導入後に保護者の負担が増えないように配慮する対策として、低所得者世帯の子ども及び同時利用の第3子以降の子どもを対象とした副食費の免除を行うこととされました。

議員御案内のとおり、本市では県と共同で第3子以降の子どもの保育料を軽減する多子世帯応援保育料等軽減事業を実施しております。この軽減事業の対象となります一部の多子世帯においては、お示しがございましたけれども、保育料が無料となっております。この一部の多子世帯においては無償化制度の導入により、副食費が実費負担となることから負担が増加することとなります。

私といたしましては、このたびの幼児教育・保育の無償化が現場において円滑に実施されるためには、無償化制度の導入により負担増となる世帯が生じないことが重要であると考えております。このため、負担増となる世帯が生じないように、本市独自の負担軽減策を講じたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 本市独自の負担軽減策を考えるということでありましたが、ちょっと抽象的になるので、その中身をもうちょっとお聞かせ願えないとちょっと困るんですが、これはある意味では恒久的な措置としてそういったことをされるということと考えていいわけでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） お答えします。

この市長の申しました本市独自の負担軽減ということにつきましては、本答弁にもございましたけれども、結果的に無償化制度が導入されることによって保護者に不利益が出ないように、市のほうで対策を考えるということでございます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） わかりました。わかりましたというか、ちょっと抽象的な御答弁であります。それで先ほどもちょっと述べましたが、県と市の言ってみれば事業という形で、県が半予算を見て、市が半予算を見て、多子世帯保育料等軽減事業ということを今やっているわけです。この事業によって逆転が生じるわけでありますから、私は本来であれば国がみずからそういった負担を減らすためにやったように、防府市はやはり県に応分の負担を求めていくというのか、そういうのは防府市の財政の状況を考えても必要だろうと思うんです。

それで、ぜひこの辺について市長会等を通じて県に要望するようなことはできないのかということ、それから、そういうこととあわせて、県内各市の対応の状況はどうなっているのか、この辺について御答弁いただければと思います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 県の制度導入であるから県にということではございましたけれども、このたびにつきましては、私が市独自で検討した結果、実施したいと考えております。そうした意味で、県に対しましてはそうではなくて、もっと大きい観点からのいろんな制度要望というのか、新たなものを要望すべきものがあれば、そういうものをきちんと要望していきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問のもう一点、他市の状況でございますが、他市におきましても今対応を検討中であることを伺っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 10月1日からなるのに、検討中の市があるというのは非常に残念なことであります。それはつまりやらないということになるかと思うんですが、その意味で防府市がこの無償化という制度がきちんと順調にいくような形で、市が独自の政策としてこれをやるということについて大変いいことであると。また、そういった市長の姿勢については大変評価をするということをして述べて、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、19番、田中健次議員の質問を終わります。

ここで若干早うございますが、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時46分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○議長（河杉 憲二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を続行いたします。

次は、20番、今津議員。

〔20番 今津 誠一君 登壇〕

○20番（今津 誠一君） それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、中心市街地の活性化ということで、そのうちの1点目として、駅北公有地の活用についてお尋ねをします。

中心市街地の活性化にとって、駅北公有地の活用は不可欠ですが、新庁舎が現在地に建設されることが決まり、その結果、もう一つの候補地であった駅北公有地の活用が、喫緊の課題となっております。活用の基本方針は、公有地を民間に払い下げ、民間による開発に委ねるとされております。

昨年の12月議会で、景気のいいうちに売却することを提案いたしましたが、その後の動向については全く報告を受けておりません。これまでどのような検討がされてきたのか、また、売却に向けてどのような行動がなされてきたのか、お尋ねをいたします。

次に、2点目、旧商工会館及び水産会館の跡地の活用についてお尋ねをいたします。

駅北公有地には、旧商工会館と水産会館の土地も含まれております。駅前の通りに面した一等地で、面積は約260坪あります。旧商工会館は、昭和35年、防府商工会議所、



以下「会議所」と呼びますが、市と公有地賃貸借契約を締結し、建築しました。また、水産会館は、会議所が県漁連に公有地を転貸し、そこに商工会館と同時に建築をされました。築後約60年が経過し、来年7月に二度目の契約期間の満了を迎えます。

しかし、会議所本体は既に約30年前にデザインプラザビルに引っ越していますし、建物もかなり老朽化が進み、1階に民間の金融機関が入っているだけで、2階から4階は全て空き室となっております。また、水産会館も、かつて入居していたテナントも今はなく、全館、空き室となっております。したがって、来年の契約更新は、まずあり得ない状況です。

契約の満了を10カ月後に控え、跡地の活用が課題となりますが、その前に解決すべき大きな問題も横たわっております。それは、建物の解体費用をどこが負担するかという問題です。市は、ビルの持ち主である会議所と県漁連に対して、どのような考えを持って今後交渉に臨むのか、お尋ねをいたします。

3点目、中心市街地の市道整備についてお尋ねをします。

市長は、さきの6月議会において、栄町のアルクからルルサスに向けた市道、いわゆる栄町藤本線ですが、この整備について、地元や経済界からの要望を受け、ここを整備していきたいとの考えを示されました。この唐突な発表に驚いておりますが、これについては、しっかりと、ただしておかねばならないことが何点かあります。

1点目。要望された「地元や経済界」とは具体的にどんな方々なのか、明らかにしていただきたいと思います。

2点目。当初、この周辺の活性化計画は、中心市街地活性化基本計画を策定した上で、進めていくと説明されてきました。民間事業と一体となった計画を策定し、国の認可をもらうというのが、当初の筋書きでした。そして、この市道整備事業もその中で検討されるものと説明を受けた記憶があります。しかし、この基本計画が策定に至ったという話は、全く聞いておりません。したがって、この市道整備事業は、基本計画とは全く関係のない、単に市長と経済界のどこかが決めた事業という位置づけになろうかと思えます。

このような基本計画ではない、しかも大きな予算を伴うであろう事業を、経済界のどこかと結託していきなり進めていくというやり方は、まさに禁じ手と言わざるを得ないと思っております。そこで、まずただしておきたいことは、なぜ基本計画が策定に至らなかったのか、その点から説明をしてもらいたいと思います。

策定については、会議所も活性化協議会等で検討してきたはずですが、あわせて、おおよそその事業費は幾らくらいと想定しているのか、お答え願いたいと思います。

3点目。この市道を整備し、車を通行させるという計画ですが、ここに車を通行させた

ら、なぜ活性化するのか。そのメカニズムというか、その辺を誰にでもわかるように説明をしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 20番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 今津議員の中心市街地の活性化についての御質問にお答えいたします。

今津議員の御質問は、中心市街地の活性をしっかりとしろという質問だと全体を理解させていただきました。防府駅周辺をはじめといたします中心市街地の活性化は、行政と民間が一緒になって取り組まなければ解決できない、防府市における大きな課題であると認識しております。

さて、御質問の1点目、駅北公有地の活用についてでございます。

本年6月議会的一般質問で、駅北公有地の活用については、副市長をトップとする財政健全化対策本部において十分検討を行います。私としては、民間活力の導入に期待し、基本的には売却する方向で考えております、と答弁申し上げました。現在、民間売却を含めた駅北公有地の取り扱いについては、財政健全化対策本部を中心として、庁内で検討を進めております。今後、方針が定まり次第、御報告申し上げたいと思っております。

次に、2点目の、駅北公有地のうち旧商工会館の建つ市有地の賃貸借契約についてでございます。

議員御案内のとおり、駅北公有地の最も南側、県道に面した部分には、防府商工会議所が所有される商工会館が建っております。その用地は、昭和35年に当該会館が建設されるに当たり、市と商工会議所の間で30年間の市有地賃貸借契約を締結したものでございます。議員からも御紹介がありましたが、この契約は、平成2年6月9日に一度目の更新を行い、来年6月に二度目の契約期間の満了を迎えることとなります。来年6月9日の6カ月前までに、市と商工会議所のいずれかから解約の申し出を行わないと、従前と同じ条件で、さらに30年間の自動更新となります。

当該会館は、築58年を経過し、市有地上に老朽化が見受けられる建物が存在することは、何よりも安全・安心の観点から、また景観からも、継続して使用されることは望ましくないものと考えております。このため、今後早急に商工会議所と建物の取り扱いも含めた当該契約の解約について、協議を始めたいと考えております。

次に、3点目の中心市街地の市道整備についてです。

市役所の新庁舎の問題について、一定の方向性が定まったため、中心市街地の活性化に

も着手することといたしました。市道栄町藤本町線の拡幅につきましては、商工会議所より市に対し、まちづくりの視点から、平成26年以降、毎年要望を受けております。また、商店主や周辺住民の方などからも、安全・安心の面をはじめとして、道路整備に期待される声をお聞きしているところでございます。

中心市街地活性化基本計画の策定及び国からの認定については、計画期間や実施事業の内容等を勘案し、方針の見直しを検討しているところでございます。本年6月の一般質問においても申しましたとおり、ルルサスをはじめ、その周辺の活性化等の課題も踏まえ、これまでの鉄道高架等の投資を生かしたまちづくりを進めていくため、まずは当該路線を整備していきたいと考えております。

また、事業費につきましては、現時点では道路の幅員等も決まっておらず、整備内容により変わりますので、今後、整備内容の検討を進める中でお示ししたいと思っております。

厳しい財政状況の中での整備になりますので、庁舎建設において仮庁舎の建設が不要となったこと、また国の有利な財源措置の活用が可能となったことで、実質的な財政負担の軽減が可能となったことから、その軽減分を有効に活用することとし、また道路整備に当たりましても、国等の有利な事業の導入を図り、この事業の実施が他の施策に影響を与えないようにしたいと考えております。

整備内容については、現在、路線周辺の地域の皆さんへの意向確認を行っており、糸魚川の大火等を踏まえた防災、また土地利用促進の観点から、道路は緊急車両をはじめとする車両の通行が可能になることを望まれる声を多くお聞きします。一方で、安心して歩ける道路を望まれる声もありますので、それらの御意見を踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 私も純粹に中心市街地の活性化を願う質問です。その中で、市長と方法論について議論したいと、こういうことでございますので、別に他意は全くありませんので、心配なく。

それで、まず、この基本的には公有地の売却をする方向で検討を進めているということでした。そこでお尋ねしますが、どのような点を主な検討課題としておられるのか、この点について、もう少し明確に説明をしてもらったらと思います。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

先ほど答弁にもございましたけれども、財政健全化対策本部において検討するという御

回答を申し上げております。その中で、駅北公有地の活用については基本的には売却ということの前提のもとに、前回の売却の仕方がどうだったかとかいうようなことも含めまして、今現在、検討を進めているところでございます。答弁申し上げましたように、方針が決定次第、御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） もう少し、何とかな、考えた、よく検討した回答をしてほしいと思うんですよ。

私が聞いておるのは、やはり、ここで売却するにしても、いろんな規制といますかね、やっぱり売ってはならないところもあるでしょうし、それから今後の防府の中心地としての発展を考えたときに、どういうところが好ましいか、そういったことも考えていかならない。そういう意味で、検討をしている主な点はどういうところかというようなことを聞いたわけです。もう少し、ちょっと真剣に考えた、その形跡が見られないような答弁なんで、しっかりお願いします。

それから、2点目の解体費の費用について、会議所あるいは県漁連と、市はどのような考えを持って交渉に臨もうとしておるのかと、こういうようにお尋ねをしました。それについては、今後早急に会議所と建物の取り扱いも含めた契約の解約について協議したいということで、私が聞いておるところのことについては、余り、答えておられないような気がするんですけども、要するに、建物がもう老朽化しておるわけで、解体以外にはないわけですよ。よって、解体の費用について、今後、市はどのような考えで、この団体と交渉していくつもりなのかと、そういうことを聞いているわけです。再度、答弁してください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたけれども、これにつきましては、現契約、あるいは法にのっとり、今後、商工会議所と協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） ちょっと、今の、よく聞こえなかったんで、もう一遍ちょっと……。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 先ほども御答弁いたしましたけれども、今後協議を始めて

いくと申しましたけれども、今の現契約、それから法にのっとりまして、今後協議を商工会議所と進めてまいります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） そこまでしか踏み込んで答弁ができないということなんでしょうけれども、私はね、解体費を市が税金で負担するという事は、これはなかなか市民の理解が得られにくいんじゃないかというふうに思っているわけです。よって、結論から言うと、私は会議所と県漁連に負担をしてもらうのが一番妥当だろうというふうに思っております。

その根拠を申し上げますと、市はこれまで会議所に対してさまざまな便宜を図ってきております。その実例を何点か挙げまして、会議所に対する便宜供与の実態と、さらにその軌跡を、議員の皆さんにも知っていただきたいというふうに思っております。

まず、昭和35年の7月、市は建設に先立ち、公有地賃貸借契約を締結し、以後60年間の長きにわたり、格安で貸与してまいりました。

それから、次に公有地の転貸を行っております。これについては、市はおおらかに容認をしておるわけです。7月に市と公有地賃貸借契約を締結した、わずか2カ月後の9月、会議所は市と契約した公有地の一部を県漁連に転貸をしております。そのときの契約書を見ますと、第4条で、乙、つまり会議所は、いかなる場合といえども、借り受けた物件を転貸をしてはならないというふうにうたっております。それから、第5条で、乙は商工会館の用地の用途以外に使用してはならないとも、うたっております。しかし、2カ月後に、この転貸をし、市が容認をしたという形になっておるわけです。

それから、旧商工会館の建設費につきましても、補助率が当時40%ということで、破格の高率で補助金を負担をしております。

それから、テナントの入居の容認もしております。昭和35年建設当初から、会議所の1階に金融機関が入居をしまして、そしてそこで賃貸借契約をして、賃貸収入を得ておるわけですが、そのことを市はやすやすと認めておるわけでありまして。市が公共減免をした土地の上物でテナント収入を得ることは、問題があると思うわけですが、まあ、これもおおらかに認めております。60年間のテナント料収入を時価換算して合算すると、解体費の恐らく四、五倍くらいにはなるんじゃないかというふうに思っておる次第です。

それから、新たに商工会館を建設した際に、建設費の25%、額にして約7,300万円を補助しております。

それから、平成3年9月、会議所が既に前年に八王子のデザインプラザに移転したにも

かわらず、契約の更新を認めております。

それから、一時、市の二、三の部署が、この商工会館の2階と3階ですが入室しておったことがあります。その際、賃貸料を払うかわりに、貸付料の公共減免をしていると思います。本来ならば、きちんと市役所と商工会議所が賃貸借契約を結んで、そして市が賃貸料を払うということにすればいいわけですが、なぜか、そういった契約はせずに、公共減免というような形で、この賃貸料分を安くしていると。こういったようなことを行っております。

実は、その後、市の部署が退室をしたわけですが、その後も、この貸付料の公共減免が継続しておると、こういう状況になっておるんだと思います。これは、大体もう既に20年ぐらい経過しているんじゃないかと思えます。このあたりの、市と会議所の関係というのは、まさに不明瞭で、「だんだん」の関係だったと言わざるを得ないというふうに感じております。

そして、現在の貸付料は年間44万4,403円です。これは、この数字の根拠を実は問いたいわけですが、平成元年当時は大体年額で194万円の貸付料だったわけですが、現在がその4分の1弱の金額になっております。なぜ、この貸付料がここまで低くなっておるのか、その辺を明確にさせていただけたらと思えます。

この貸付料の計算式というのは、課税評価額に1000分の40を掛けて、さらに公共的減額の分の100分の40を掛けた、その数字です。ですから、今の課税評価額はすぐわかります。これに、今の計算式でやると、44万4,403円には到底ならないんじゃないか。そうすると、その差額というのは、公共減額をされておる額だということになるので、ちょっとその辺のところも今ここで明確にしてもらいたいというふうに思います。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えいたします。

まず、御質問の中にございました、市が商工会議所の建物の一部を利用していたのに使用料が、というお話があったかと思えますけれども、市と会議所の間で使用の契約書を結んでおまして、それについては無償で使用するという契約を結んでおるところでございます。

それと、もう一つ、使用料のことです。過去からということで、そのときと今とでどうかということですが、その間につきましては、ちょっと今ここでは、その過去のことはわかりかねますけれども、先ほど議員の説明にあったとおり、今の使用料から逆算をいたしますと、仮の評価額というものを出すんですけれども、仮の評価といたしましては2,800万円程度でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） だから、その仮の評価というのは、今のいわゆる正当な評価額ということになるんですか。今の評価額から、さっきの計算式で計算したら44万4,403円になるんですか。本当ですか。4分の1弱ですよ。そんなに地価が下がっていますか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 評価の時点かどうかというのはちょっとわかりかねますけれども、現在の仮の評価を出すと、そういうことでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） ちょっと全くわかりません。

先ほど無償ということだったんですけども、無償というのは要するに、賃貸料はただです。だから、これ市が借りたときに、ということですよ。だから、ただ。

何で、ただにするんですか。おかしいやないですか。したんですか。あなたの責任じゃないけど。

○議長（河杉 憲二君） 暫時休憩します。

午後1時25分 休憩

---

午後1時25分 開議

○議長（河杉 憲二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 当時のことはよく存じませんが、協議の中で、そういうふうになっているというふうに理解しております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） この辺も、まあ昔のことですからね。よく、もう一遍精査して、調べてもらいたいと思います。私が言いたいのは、このように、もう、ありとあらゆる形で、会議所に市は便宜供与を図ってきましたねと。こういう体質が今も残っていますねと、こういうことが言いたいわけなんです。

じゃあ、それはこれで、そこはあれですけども、そこで——ああ、それで、ちょっともう一遍やっぱり、ちょっと確認しておきたいの——確認というかね、言っておきたいのは、テナント事業が本来認められるかということなんです。数々の便宜供与の中で素直に首を縦に振れないのが、このテナント事業によって収入を得ることを容認したということな

んです。

会議所が、市から借りている土地の貸付料が公共減免されるには、当該土地が公用もしくは公共用または公益事業のように供されるときということになっておりまして、このテナントを入れて収益事業を行うことが、これに該当するかどうかということについて、非常に、まあ疑わしい、怪しいところがあるわけです。これは本当、監査請求の対象にも十分なり得るような話じゃないかと私は思っております。

そういうことで、この60年間、テナント収入を得てきた。これは合算すると相当な額になると思いますが、まあ、そういうこともあるので、会議所に十分負担をしていただくように求めていったらどうかということです。回答ができれば、お願いします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 先ほど来、お答えいたしておりますけれども、本答弁にもございましたように、今後早急に商工会議所と協議を始めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） まあ、余り手のうちを最初から明かしたらいかんから、まあそのぐらいのほうがいいのかもしれませんが。

次に、まいります。

中心市街地の市道整備ですが、要望した経済界とはどこかというお尋ねに対しては、これは地元と商工会議所だと、こういうことで。実は会議所は、中心市街地活性化協議会をつくって、補助金で外部人材も入れて、この基本計画の策定を考えてきたわけなんですよ。そういったところから、こういう基本計画にない要望がされたということについては、非常におかしいことだなというふうに感じております。

なぜ基本計画が策定に至らなかったのかというお尋ねをしましたら、答えは、計画期間や実施事業等を勘案し、方針の見直しを検討中であるというような答弁だったように思いますが、これ、わかりにくいですね。誰が聞いてもわかるように、もう少し、砕いて説明をしてもらえませんか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

中心市街地の活性化の基本計画につきましては、スタートとしては、商工会議所を中心に地元の商工業者さんから声がまず上がって、市としての役割、地元の商工業者さんとしての役割を全部記載したものを国のほうに申請をして、大臣認定を目指してやっていくと



いったことでスタートをしておったところでございますけれども、それに対しても公金を投入しておるところでございますけれども、いわゆる市以外の部分の地元としての役割という部分で、なかなかその計画がうまく実はまとまっていきませんでした。

ことしの3月の段階で、その中の中核となる事業を、方向を大幅に修正しなきゃいけないといったことで、計画自体をじゃあどうしようかといったことで、今、それを抜きにして、公共の役割とかそこら辺を記載した活性化計画を今年度中にまとめ、とりあえず、まとめ上げるといったところまではしていこうというふうに考えております。

ただ、その計画の中に当然、道も入ってまいりますけれども、その当該の道につきましては、今、市長の答弁にもございましたけれども、時期を逸さずに、先にもう動き始めようといったことで、動き始めただけでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 基本計画から外れて見切り発車していくって、そういうやり方がおかしいと言っているんですよ。

要するに、さっきの計画期間とか実施事業ということですが、これは、国が求める基本計画には計画期間とかあるいは実施事業というものを明確にきなさいと、こういう条件があるわけですよ。計画期間というのは、いついつまでに、きちんと成果が上がるというような計画にきなさいということでしょう。それから、実施事業というのは、これは行政だけがやるんじゃなくて、あるいは商工会議所とやるんじゃなくて、民間企業を中心に、民間企業の事業と一体化して、さあ事業にきなきゃだめですよ。そうしないと、全国のこれまでの例を見ると、成果が全く上がってないんだと。そういうところの反省から、こういう計画期間、実施事業というのが示されたわけなんですよ。それが、結局、きちんとそういったものに防府の場合には対応はできずに、計画が尻切れトンぼになったわけですよ。

それで焦って、何とか、そういった基本計画によってやるんじゃなくて、単独で、市が単独でこういった事業をやってもらいたいというような、もう、むちゃくちゃな要望をしてくる団体がおって、それに市長が、まあやすやすと応じて、こういう計画が生まれたということが、今の図ではないかなというふうに思うわけです。

やっぱり、もっと基本計画に堂々と持っていくことをやらなきゃ、だめ。こういった、こそくな、単独市でやっていくというようなことは、だめですよ。

それと、事業費について尋ねましたところ、整備内容により大きく変わってくるので、今後検討を進める中で示したいと。これも曖昧な形でしか回答していないわけですけども、

ならば、それぞれのケースごとの事業費というのは、示せるはずじゃないですかと。そういう、例えばAのケースだったら、これぐらいかかります。Bのケースだったら、これがかかる。Cのケースだったら、これかかりますと。それぐらいのところぐらい説明、全然説明せずに、「これからの計画次第です」と、これじゃあね、ちょっと余りにもむちゃくちゃ過ぎる。その辺、きちんと説明してください。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今、中心市街地活性化基本計画の話も議員のほうからありましたけれども、私は、庁舎問題が一定の方向が決まったので、中心市街地の活性化に取り組みたいと。そうした中で、国から財源を持ってきたいと。急げば防災の事業が導入できるんじゃないかというのに、あと2年か3年か、その間に一定の方向性を示さなければいけないと。やっぱり財源ありきでというか、一日も早い道の完成ということでございます。中心市街地の基本計画については、ちょっと私の前のところあったので詳細な経緯についてはちょっと存じ上げておりませんが、まちの活性化をするには、そうする必要があるというふうに考えているところでございます。

それで、事業費につきましてはまだ具体的などというのは、道路の幅等によって、かなりの幅が出ます。それによってひとり歩きしてはいけないということもございますけれども、何よりも、最初の答弁で申し上げましたけれども、市民の生活とほかの施策に影響を与えない範囲内という中で、どんなことができるかということも考えていきたいと思っておりますので、そうしたのを考えながら、これからまだ6月議会で私が答弁して今、庁内で進めているところでございますので、その辺についてはこれからもう少し時間がかかるかと思っておりますけれども、防災上から、また、地元の歩きやすい道とかそういうような要望ございますので、そうした中でどのようになるかというのは、しっかり検討していきたいと思っております。わかった段階で早急に報告させていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 防災的な視点も含めて整備をしていくという、これは大事なことだろうとは思っています。そのために、国から有利な財源措置もされるということで、まあ、それはそれでいいんですが、今は、まちの活性化ということが第一の眼目で、論議しとるわけですね。それは、あくまでも副次的な問題です。

そういうことで、市長に尋ねたいのが、さっきの3点目の「車を通すと活性化する」と。なぜ車を通したら、あの中心市街地の中の道路に車をどんどん通させたら、まち、市の商店街を中心とした市街地が活性化するということになるのか、そこが私はわからないから、その辺を説明してもらいたいということをおっしゃるわけですね。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今津議員から昨年の7月議会でも、道を、いろんな都会から地方の事例を挙げられて、活性化したらどうかということがありましたので、私はその際、だから、そのいろんなところでイベントとかもやればいいんじゃないかということも少し提案をさせていただき、今年度予算におきましても、そういう予算の、それを踏まえて、予算の拡充をしたところでございます。

そうした中で、車が通れば活性化ということを言われましたけれども、私は今、活性化の観点ありますけれども、糸魚川の大火のことも申し上げました。緊急車両が通らないときに、せっかく道つくるなら緊急車両が通る、緊急車両ということは車も通るわけでございますので、そうしたものからいろんな、市民の皆様からは、いろんな要望があると思います。見方によって、車が通らなくて歩行者だけがいいという考えもあるでしょう。そして緊急車両もということありますけれども、そうした中で今後検討していくというふうに申し上げたところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） だから、市長が「車を通したら活性化する」と、こういって言われるから、そういう短絡的な問題じゃないよということを行っているわけですね。

じゃあ、車を通したら、ルルサスにどンドン人が集まって、今の空いた店舗も全部、じゃあいっぱいになるのか。「そうなります」と、言うぐらいの自信を持って言ってもらわんにゃ困るわけですけど、そうは言えないでしょう。「車を通したら活性化する」って、そんなん、逆なんですよ。

ちょっとここで、まず、ルルサスを建設する際に——これは市長、県のほうにおられたんで御存じないでしょうけどもね、大義名分とされたことがあるんですよ。この大義名分というのは、まあお尋ねしても、どうせわからないと思うんで——わかりますか。じゃあ、どうぞ。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 詳細については、当然、県の職員でございますので、ありませんけれども、県の予算通じて、いろいろ市から要望をまたいろいろ伺っております。その経緯につきましては、ある程度知っております、当時あれをつくったときに、果たして、あのマンションが全て売れるかと、そういうようなのが大きな課題であったと伺っております。そうした中で進んで、今、空き店舗がかなりできておりますので、それが大きな課題だと思っております。

そして、道路を通したら全部埋まると言えるかとおっしゃいましたけれども、道路をつ

くる、つくらないにかかわらず、市の中心市街地にあるルルサスでございますので、それが活性化することを期待しておりますし、そういうふうには地元のほうで取り組まれるべきものだと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） あの当時、市長、防府のことは余り詳しくなかったと思うんで、言いますが、あのルルサスを建設するときの大義名分というのは、あのルルサスに人を集めて、そして、その人をポンプアップ機能を發揮して、そして、その人の流れを天神様の方向に向けて歩かせるんだと。これが、ルルサス建設の大義名分だったわけですよ。

それで、今やろうとしていることは、車の流れをつくって人の流れを寸断することやないかと、私は思うんですよ。従来の計画は、あそこから人の流れをつくって、北のほうに流さすんだと。ところが、あそこに道路つくって、車ばんばん通したら、人、通れませんよ。要するに、人の流れを寸断するわけです。ですから、全くあのときの考えが忘れられて、真逆の方向で今、計画を考えておるわけなんですよ。ですから、車を通すために、あれを、道路をつくるということについては、もう絶対に間違いだと私は断言します。

私は、歩行者のための道路整備ならば、一考の余地はあると。これは、もう、さきの計画と整合するものであるというふうにするんで、そのことは一言申し上げておきます。車を通すための道路整備には反対と、申し上げておきます。

時間来ましたので、まあ大体このぐらいにしておきたいと思いますが。

それで、最後に、中小企業のサポートセンターの現状についてです。

当センターが開設されて、約3カ月が経過いたしました。これまでの中小企業者の利用状況、満足度、成果等についてお尋ねをします。また、満足度調査をもしやっておられなければ、これの実施をしていただきたいということで、お尋ねをします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 防府市中小企業サポートセンターの現状についての御質問にお答えいたします。

防府市中小企業サポートセンターは、本年6月3日、防府商工会議所により、中小企業の支援体制のさらなる充実・強化のための相談窓口として開設され、約3カ月が経過したところでございます。これまで、どこに、何を相談したらよいか、わからない事業者や創業希望者などが、どなたでも、まずは相談できるワンストップの窓口として天神町銀座商店街に開設したもので、防府商工会議所が地元金融機関ややまぐち産業振興財団等と一体となって、中小企業者の成長・発展などを支援するものでございます。

まず、お尋ねの実績でございますが、中小企業者の利用状況としての相談件数は、経営

に関する相談が136件、創業に関する相談が31件となっており、これまでの1日当たりの利用件数は約4件となっております。また、セミナーの開催件数は4回、出席者が60名となっております。

相談内容は、経営革新、事業承継、新商品開発など多岐にわたっており、セミナーも繁盛店づくりや販路拡大など、さまざまな切り口から開催いたしております。また、「山口県よろず支援拠点」の出張相談会も、以前には月1回であったものが、サポートセンターが相談場所になったことに伴い月2回の開催に増え、より多くの相談を受け入れ始めたところでございます。今後、さらに利用者が増えるよう、地域情報誌やSNS等を活用し、センターの成果の紹介や新規創業者の掘り起こし、多様なセミナーの開催などについて、積極的に情報発信を行ってまいります。

また、利用者の満足度につきましては、利用者アンケートの集計結果によりますと、相談しての感想の項目で、「大変満足」が約43%、「満足」が約37%、合わせて約80%の方が「満足」と回答され、相談員対応の項目では「大変よい」が約52%、「よい」が約35%、合わせて約87%の方が「よい」と回答されており、利用者の方々にはおおむね満足していただいている状況でございます。

また、本年8月に開催いたしました防府市中小企業振興会議におきましては、委員の皆様から、これまでいろいろな施策があることが事業者に伝わってこなかったが、サポートセンターができたことによって伝わるようになったという意見や、ワンストップのサポートセンターができて、そこでさまざまなアドバイスが得られて支援してもらえることは、防府市の中小企業のサポート体制が格段によくなっていく等の高い評価をいただいたところでございます。

開設から約3カ月ではございますが、これまで防府商工会議所へ相談等に来られたことがなかった中小企業の方が、サポートセンターが開設されたことによって敷居が低くなったので相談に来られるようになったという声なども多くの方々から聞いており、開設した効果が出ているものと思っております。今後も、これに満足することなく、関係機関と緊密に連携し、地域の活力源である産業振興に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 余り瑣末なことは言いたくないんですけども、先ほどの「1日4件の相談がある」ということ、どこからそれ数字が出たんですか。私が聞いたところでは、そういう数字は出てこないですよ。

相談件数が、6月3日から8月末までに――62日あるんです。そのうちの4日間はセ

ミナーですから、実質58日です。先ほど言われましたが、企業相談と創業の相談、合わせて167件。167件を58で割ると、3弱なんです。何で4になるんですか。ちょっとその辺のところ、もう、いいところに粉飾しようという意図が見え見えで、いやらしいですね。まあ、一言申しておきます。

それから、満足度調査ですけども、これ今言われたこと、ちょっとフク・ビズと比較してみますと、フク・ビズは開設して約1カ月後にやっておるんですけども、「大変満足」が防府は43.3%ですかね。フク・ビズはこれ79%。それから、「満足」が防府は36.6%、フク・ビズが20%。それから「普通」が、防府が20%、フク・ビズが1%ということで、圧倒的に、この数字が、差があるわけです。フク・ビズの場合は、今後利用したいかどうか、人に勧めたいかどうかということでも、95%の人が今後利用したい、ほかの人にも勧めたいと、こういうふうにご答えて、この辺のところの差も大きいものがあると思います。

そういうことで、私は——ここ、今実際に2人体制なんです。3人いるらしいんじゃないけども、1人は何かパソコン専門の人で、あと2人が相談に応じておるといような状況で、それで、仮に幾ら優秀なセンター長であっても、この2人体制でやって、本当に成果の上がることのできるかは、到底、私は思えません。これは、口だけでは何ぼでも何でも言えますけど、恐らく私はこれは成果出ないと思っています。

それで先日、フク・ビズにちょっと電話を、私がしたんじゃない、事務局がしたんですけども、そうしたら、萩市が既に今センター長を決めて、そしてフク・ビズで研修をしていると。こういうことでした。私はもう、今の心境は切齒扼腕で、せっかくいいものを提案しても、なかなか理解してもらえない、理解する……、何というかね、そういう力がないということに、本当に残念に思っています。ぜひ、一日も早くハウフ・ビズを開設するようにしてもらいたいもんだということを申し上げて、またこれについては順次、見守りながら質問をして、早くやめてもらうように提案したいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、20番、今津議員の質問を終わります。

---

○議長（河杉 憲二君） 次は、1番、河村議員。

〔1番 河村 孝君 登壇〕

○1番（河村 孝君） 「公明党」の河村孝でございます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、木育の推進について御質問させていただきます。

木には、香りや温かさ、何とも言えないぬくもりを感じさせ、そして不思議と心を落ち着かせる力がございます。

私の子どもころは、木登りをしたり、遊ぶ基地をつくったりターザンごっこをしたり、木を触ったり、木の香りを嗅ぐような、木を身近に感じる体験が日常にございました。また、お風呂も下から火をたく五右衛門風呂で、毎日、夕方になると、母がお風呂にまきなどをくべる姿が、今も目に浮かびます。時には手伝いもしたものでした。しかし、今の住居環境や生活様式の変化、木材にかわるプラスチックや金属製品などの代替品の出現などにより、木や森林と人間との関係性が遠のいています。

そこで今、子どもをはじめとする全ての人が木と親しむ「木育」が注目されております。

例えば、赤ちゃんが初めて出会うおもちゃ、ファーストトイを、地産地消である国産の木のおもちゃを推進する運動がございます。感性豊かな乳幼児期に、香り、触り心地、味わいなど、五感にほどよい刺激を与える木のおもちゃは、最適だと言われております。

また、市議会の庁舎建設調査特別委員会で、土岐市役所、半田市役所、伊賀市役所を7月30日から3日間、行政視察をさせていただきましたが、庁舎に入ると木の香りがしたり、3市とも、市民を迎え入れる温かさとしても木材を効果的に使用されているのが印象的でした。

国でも、林野庁では平成17年度から、木材を利用することの意義を広め、国産材利用を拡大していくための国民運動として「木づかい運動」を展開いたしました。その後、平成16年度に北海道木育推進プロジェクトチームの中で検討され、生まれた造語が、この「木育」と言われております。

そして、この「木育」の言葉は、平成18年度の森林・林業基本計画の中で閣議決定され、さらには平成28年5月24日に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、まず、「森林環境教育等の充実」において、

持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める取組を推進する。具体的には、関係府省や教育関係者等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」における探究的な学習への学校林等の身近な森林の活用など、青少年等が森林・林業について体験・学習する機会の提供や、木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」を推進する。

と、学校教育等を通しての木育の重要性を指摘しております。

次に、「消費者等の理解の醸成」において、

木材の良さに対する国民の理解を一層醸成することにより、木材製品の需要拡大につ

なげるため、「木づかい運動」を推進する。具体的には、広報等の充実、環境に関心の高いNPOや企業のネットワーク化、木材利用による健康・環境貢献度についての科学的根拠の収集・整理、木材製品の品質等の正確な情報の発信のほか、関係府省と連携して、無垢材をはじめとする木の良さ、森林整備や地方創生に果たす木材利用の意義を学ぶ「木育」の実践的な活動を積極的に推進する。木育の推進に当たっては、幼少期から木の良さを親子で体感できるような取組を推進する。

と、林業、工務店、建設業、製材所、家具製造などの産業面だけではなく、環境面、健康面、観光などの地域活性化などの取り組み、また幼少期からの子育て、教育面も、木育として推進していくように指摘されております。

この木育の取り組みは、全国で広がっており、木のおもちゃに触れる体験や木工ワークショップ等を通じた木育活動や、それらを支える指導者の養成のほか、関係者間の情報共有やネットワーク構築等を促すイベントの開催など、さまざまな活動が、行政や木材関連団体、NPO、企業等の幅広い連携により実施されております。

活動分野も多岐にわたり、木育を積極的に推進されている国立大学法人熊本大学の田口浩継教授によりますと、最近では、さまざまな人がさまざまな立場から、この木育という言葉を使うようになり、木育を「木が好きな人を育てる活動」と定義をし、活動が目指す目的を「かきくけこ」でまとめられております。「か」は環境を守る木育、「き」は木の文化を伝える木育、「く」は暮らしに木を取り入れる木育、「け」は経済を活性化させる木育、「こ」は子どもの心を豊かにする木育の「かきくけこ」でございます。

具体的な事例では、2018年4月末現在、現在39の市町村で推進しているウッドスタートでは、日本グッド・トイ委員会が展開している木育の行動プランでございますが、「木」を真ん中に置いた子育て・子育て環境を整備し、子どもをはじめとする全ての人が、木の温もりを感じながら、楽しく豊かに暮らしを送ることができるようにしていく」取り組みで、全国の自治体向けには、生まれた赤ちゃんに地産地消の木製玩具を誕生祝い品としてプレゼントする事業や、子育て環境に地域材をふんだんに取り入れ、木質化、木育化する事業など、計6項目を展開しております。

また、九州地方のある町では、介護予防拠点施設においての木育活動では、木のおもちゃの製作などで、指先を使用したり、お孫さんに作品を見せようとする気持ちによって、要介護認定率が下がったという事例もあるとのことございました。

私自身、この木育を学ぶ中で、興味を持ち、熊本大学の田口浩継教授、全国ものづくり塾総局、山口ものづくり塾主催による木育推進員養成講座、初級と中級を受級し、木を学び、昨年、国立大学法人熊本大学より木育推進員（中級）の認定証書を受けるまでになり



ました。勉強させていただきました。

さて、このように注目されている木育でございますが、本市におきましては、山口県の農林業の知と技の拠点の形成で、山口市宮野上の山口県林業指導センターも統合対象施設となっております。山口県の農林業の知と技の拠点の形成基本計画によりますと、拠点における新たな取り組みとして、大学、企業、生産者、県民等との新しい連携・交流が掲げられております。

農林業の知と技の拠点の形成の本市への波及効果を加速するためにも、木育の推進を本市で行うべきではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 1番、河村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員の木育の推進についての御質問にお答えいたします。

議員から御紹介がありましたけれども、木育とは、平成16年に北海道のほうで始まった取り組みですけれども、平成18年の林野庁の森林・林業基本計画の中で閣議決定されておりますけれども、それによって、それから一気に全国的に広まった言葉でもございます。

国土の約3分の2を占めます森林は、地球温暖化の防止、国土の保全、水源の涵養などの多面的な機能を有していますが、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化等により、森林の適正な管理が行われず、森林の荒廃が懸念されています。このため、国におかれましては、今年度、森林環境譲与税を創設され、林業の成長産業化や森林資源の適切な管理を推進することとされたところでございます。

このような中で、議員御案内の、生まれた赤ちゃんに地産地消の木製玩具をプレゼントする運動や、介護予防施設での木のおもちゃの製作などを通じ、子どもをはじめとする全ての人が木材のよさや利用の意義を学ぶ木育は、子どもをはじめとする人々の心を豊かにするとともに、森林の整備や保全、森林資源の循環利用等に対する理解を深め、推進していくために、非常に効果のある取り組みであると考えています。

本市では、森林ボランティア活動を毎年3回実施しており、この中で、市内の企業等から講師を迎えての環境学習や、子どもを対象に木や竹を利用した、ものづくり体験学習を開催し、毎年300名を超える方に参加をいただいているところでございます。

また、熊本地震の被災地支援をきっかけにいたしまして、熊本地域の民間団体等との木育を通じた交流が始まっており、平成28年度から本市の山口ものづくり塾と、田口先生の名前も議員お示しになりましたけれども、その熊本大学や、大分大学、全国ものづくり塾総局との協働により、木育に関する教室などがルルサス防府で——ことしは私も参加さ

せていただきましたけれども——毎年開催されています。

本年7月に開催されました木育推進員養成講座には、23名の方が受講されており、これまでに、木育を指導する木育推進員が約100名、育成されたところでございます。翌日開催されました小学生以下の子どもと保護者を対象とする「ものづくりフェア」には、631名もの方が参加されました。また、毎年7回開催されております、伝統工芸品づくりを体験する親子教室には、毎年300名を超える参加があり、今年度も多くの方が参加されております。

議員御案内のとおり、本市牟礼に形成されます県の農林業の知と技の拠点には、山口市の宮野にあります県の林業指導センターも移転し、一体的に整備されることとなります。拠点の形成を契機に、市民の皆様がより身近に林業を感じていただき、森林での体験活動やものづくりに関するイベント等の取り組みが、より一層広がるよう、木育の推進にしっかりと努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。拠点の形成を契機として、市民の皆様が林業を身近に感じてもらい、木育の取り組みがより一層広がるよう、木育の推進に努めたいとの前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

2030年を目標とする、持続可能な社会を目指すSDGsの観点からも大事な取り組みだというふうに考えております。また、農林業の知と技の拠点ができる防府の子どもたちに、より豊かな、心の豊かさを育てほしいためにも、木育の推進をお願い申し上げまして、この質問は終わります。

続きまして、2番目の質問項目である、学校施設のバリアフリー化についてお尋ねをいたします。

小・中学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設であります。また、平成24年に、全小・中学校がコミュニティ・スクールに指定され、地域住民が学校行事に参加する機会も増加いたしました。今、本市の小・中学校は、地域に対して開かれております。

さらに、生涯学習、文化・スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には、指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設になっているのは、御存じのとおりでございます。

しかしながら、今までの学校施設のバリアフリーの整備は、どちらかといえば児童・生徒を対象の主眼とした取り組みであり、地域の住民に対する学校施設のバリアフリー化は、二次的な利用の側面が多かったのではないかと思います。

具体的な事例を考えてみたいと思います。

入学や転入で配慮が必要な児童・生徒がいる場合は、その児童・生徒の状況に応じて、毎日の登校時から下校時までの学校生活の動線に沿って問題点を洗い出し、階段にスロープを設置したり、あるいは教室の位置を2階以上から1階に下げたりするようなハード的な配慮と、車椅子を教員や学校支援員が介助するようなソフト的な配慮が行われると思います。

私の地元の華城小学校の屋内運動場の入り口の階段においても、車椅子用のスロープはありますが、急なスロープで、介護者がいないと使用は難しいと思われるような急傾斜でございます。さらに、スロープで登っても、靴を脱ぐ場所の、最後の1段分の段差だけ、なぜだかスロープがございません。屋内運動場も古い施設となり、今では、その理由ははっきりとわかりませんが、きっと、今まで対象となる、なったであろう児童の状況では、例えば松葉づえでの使用で、このような施設で対応できるということではなかったのではないかと察しておりますが、地域住民で御高齢な方や体の不自由な方の使用では不十分でございます。

また、多くの学校においては、地元住民の方が使用する屋内運動場の入り口の階段は外に面しているために、雨天時には階段が滑りやすくなっている場合も多く危険ですが、残念ながら、手すりがございません。新田小学校のように、スロープには手すりがありますが、多くの方が利用する幅の広い階段部分には手すりが無いようなケースもございます。また、多くの学校においては、児童・生徒が使用する昇降口では、スロープの設置などの配慮がある半面、地域の住民が学校訪問で使用する学校の玄関には、スロープや手すりなど配慮がない学校が多いように見受けられます。

学校運営協議会委員の方や地域の各種団体で御活躍されている方で、学校運営に献身的に参加されている方の中にも、配慮が必要な方はいらっしゃいます。住民の動線を考えるのバリアフリー化がされていないと思います。

このような施設の現状では、地域に開かれたコミュニティ・スクールとして地域に開かれた学校ではないというように、私は感じております。これからの学校施設のバリアフリー化の整備は、地域住民目線での取り組みも主眼とすべきではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（林 慎一君） 学校施設のバリアフリー化についての御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、学校施設につきましては、児童・生徒が1日の大半を過ごす学

習・生活の場であるとともに、地域の皆様にとっても、コミュニティ・スクールとして身近な存在であります。また、災害時には、地域の防災拠点としての役割もあり、児童・生徒のみならず、地域の方々にも配慮した利用しやすい施設とすることが望まれております。

本市におきましては、学校施設を整備する際には、子どもたちの安全・安心等を第一に考え、手すりや段差を解消するためのスロープや、車椅子で利用可能な多目的トイレの設置などを行い、また校舎の改築の際にはエレベーターを設置するなど、バリアフリー化に努めてきたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、地域の方々にとって利用しづらい箇所もございますので、まずは、避難所や投票所として地域の多くの方が利用される屋内運動場について、点検を実施し、高齢者等の地域の方々も利用しやすい施設となるよう、手すりやスロープの設置、改修などを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） ありがとうございます。前向きな御答弁いただきました。ありがとうございます。

御答弁いただきましたが、ここで、学校施設を利用される側に当たる各部の部長さんにも、いま一度お尋ねをしたいと思います。

まず初めに、総務部長にお尋ねします。

先ほど申し上げましたが、学校施設は防災の機能も果たします。私も防災士として、学校避難所として想定した避難所運営訓練、「HUG」と言われておりますが、受講したことがございますが、さまざまな配慮が必要な方の受け入れなどの大変さを学びました。避難所としては、屋内運動場だけではなく、校舎の普通教室も使用いたします。防災面として、学校施設のバリアフリー化をどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お答えいたします。

屋内運動場だけでなく、校舎につきましても、今の「HUG」とおっしゃいましたけれども、地域の中で話し合いをされておられます。普通教室、例えば災害の落ち着き方、時間の経過に伴って落ち着き方にもよりますけれども、どのあたりまで教室を利用し、特別教室を利用し、そういったことも今後、地域で検討されるということでございますので、バリアフリーについても、本校舎のほうにもそういった視点で今後整備は進められるように、我々の防災サイドとしては、そういったことを期待しております。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） ありがとうございます。

続きまして、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

学校施設は、敬老会などの高齢福祉関係の大切な行事も行われます。このような福祉面より、学校施設のバリアフリー化をどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

議員から今御紹介がありましたとおり、敬老会等、学校の屋内運動場を利用してやることもあります。そういう観点から、特に高齢者はお足元が悪いとなかなか移動しにくいので、そういうところは十分に配慮し、教育委員会側とも連携して、配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） ありがとうございます。

次に、地域交流部長にお尋ねをいたします。

学校施設は、校区全体などの大規模な自治会関係の行事も行われます。また、学校施設は、市民活動の場となることもございます。このような地域交流や市民活動面より、学校施設のバリアフリー化をどのようにお考えでしょうか、お尋ねを申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 御質問にお答えいたします。

地域交流部としましては、自治会とかその辺の活動、その辺、支障が出ないように、教育委員会サイドとも協議しながら進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） ありがとうございます。

次に、選挙管理委員会事務局長にお伺いいたします。

屋内運動場は、体育館は投票所としても使用されます。以前にも「公明党」の高砂議員よりバリアフリー化を訴えておりますが、選挙管理委員会としてはどのようにお考えでしょうか、改めて御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福江 博文君） 御質問にお答えをさせていただきます。

議員御案内のとおり、現在、市内34カ所の当日投票所のうち、14カ所で小・中学校の屋内体育館、屋内運動場を使用させていただいております。この14カ所のうち7カ所

につきましては、先ほど御紹介ありましたように入り口の段差、最後の1段の段差等を解消するために、選挙時に簡易スロープを設置をさせていただいております。

今後も、高齢化の進展などによりまして、投票の支障となるような状況に対しましては、簡易スロープ等を設置するなど適切な対応を実施いたしまして、市民の皆さんが投票しやすい環境の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。ほかに、学校施設を市の事業で御利用になる部長さんは、いらっしゃいますでしょうか。

各部の観点からも、学校施設にてさまざまな御答弁をいただきました。今、前向きな御答弁をいただきましたけれども、あくまでも、小・中学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であり、公共教育を支える基本的施設でありますので、施設の管理面が児童・生徒が地域住民よりも優先されることは、ある面、いたし方ないことだというふうに理解はしておりますが、地域に開かれた学校である、現在は、コミュニティ・スクールとしては最低限のバリアフリー化はまだまだだというふうに考えております。

それでは、最後に、市長にお尋ねをいたします。

今までの全体を通しまして、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今、各部長が「自分の部では、こうあってほしい」というような希望を述べましたけれども、私は、学校、子どもが第一でございます。子どもの安心・安全を第一に、そうした中でどのようにできるかということで、まず、子どもたちのためにどうなるかというのを、まずは優先して、その上で、地域に開かれた学校になっておりますので、そうした中でどうしたらいいかということ、限られた財源でございますので、優先順位つけて、しっかりとやっていきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） ありがとうございました。

以前より「公明党」の先輩議員が一般質問などで訴えておりますが、屋内運動場・体育館入り口の手すりの設置、玄関入り口のバリアフリー化あるいはトイレの洋式化などの最低限のバリアフリー化の推進と、さらには、3月定例議会でも訴えさせていただきましたが、体育館のエアコンの設置なども、着実に進めていただきたいことを重ねて要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、3番目の質問項目である、行政手続のネットでの対応についてお尋ねをい

たします。

児童手当の現況届の提出など、共働きの家庭等では来庁が難しい方に対して、宇部市では、「うべ電子申請サービス」としてネットによるオンライン手続がありますが、本市ではございません。

このような利便性が求められている中、この5月に、行政手続を原則オンライン化するデジタル手続法が通常国会で成立をいたしました。このデジタル手続法におきましては、社会全体をデジタル化して、国、地方公共団体、民間事業者、国民、その他の者が、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指し、3つの基本原則を示しております。

まず初めに「デジタルファースト」、「個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」こと。2番目に「ワンスオンリー」、「一度提出した情報は、二度提出することを不要とする」こと。3番目に「コネクテッド・ワンストップ」、「民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する」。この3つがうたわれております。

これまで市役所の窓口に出向く必要があった諸手続を、パソコンやスマートフォンで完結できるようにすることを目指す法律でございます。例えば、引っ越しをする人は、民間事業者が運用する引っ越しポータルサイトに登録し、新旧の住所などを入力すれば、銀行口座の住所変更や電気・水道・ガスの使用開始の手続を行えるそうでございます。利用者にとっては、窓口を訪れる煩雑な手続から解放されるメリットは大きく、行政や企業も、業務の負担を減らすことが可能となります。順次、各自治体で開始する、国の方針だと伺っております。

このような大きな動きの中で、本市として、行政手続のネットでの対応についてどのように取り組まれるのか、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 行政手続のネットでの対応についての御質問にお答えいたします。

御自宅のパソコンやスマートフォンにより各種行政手続が完結できるようにすることは、利用者の皆様が行政機関の窓口を訪れる必要がなくなるだけでなく、行政にとっても、業務負担の軽減が期待されるところでございます。

こうした中、議員お示しの、いわゆるデジタル手続法は、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的としており、地方公共団体に対しましても、本人確認や手数料納付を含めた行政手続のオンライン化が求められております。

本市における行政手続のオンラインでの対応につきましては、スポーツセンターなどの公共施設をインターネットで予約できる施設予約システムについて、本議会において予算計上いたしたところです。しかしながら、議員お示しの児童手当の現況届など福祉関係の諸手続につきましては、現在、国が運営するオンラインサービスを利用できる状況にはありますものの、本人確認や添付書類を必要とするものが多く、本市を含め県内の多くの市町では、直ちに導入することが難しい状況でございます。

こうした状況ではございますが、行政手続のオンライン化は市民サービスの向上につながりますことから、手続の内容を確認の上、順次、オンライン化について、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。市民サービスの向上についてしっかりと検討してまいりたいという、前向きな御答弁でございました。

さて、デジタル手続法は、マイナンバーカードを使用いたしますが、残念ながら、このマイナンバーカードの普及がまだ進んでいない点が問題点でございました。総務省より、来年10月の予定だとのことでございますが、マイナンバーカードを活用する現行の自治体ポイントを拡充し、新たに全国共通の新ポイントであるマイナポイントを発行すると、9月2日に新聞各紙で報道がございました。国の政策の、来年度に向けての大きな方針転換でございました。

このような新ポイント制度の普及により、マイナンバーカードの取得が促進され、デジタル手続法による行政手続のネットでの対応がさらに加速することも期待されますが、どのようにお考えでございましょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 御質問にお答えいたします。

議員御紹介のとおり、新聞報道でございました、国の新たなポイント制度の実施等により現在普及の進んでいないマイナンバーカードの取得が一層促進され、オンラインによる行政手続利用のための条件整備が進みますことから、今後、行政手続のネット対応についても拡大していくものと考えております。

市といたしましては、こうした国や県の動向を踏まえながら、行政手続のオンライン化についてしっかりと、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。



○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。しっかりと検討してまいるとの御答弁をいただきました。

どこまでも、市民の生活に寄り添う目線での、各種手続の利便性の向上をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、1番、河村議員の質問を終わります。

---

○議長（河杉 憲二君） 続きまして、9番、石田議員。

〔9番 石田 卓成君 登壇〕

○9番（石田 卓成君） 会派「自由民主党」の石田でございます。

今回は大きく分けて3つほど質問をさせていただきます。誠意ある御答弁を期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

最初は、上山満之進翁の顕彰と、絵画「東台湾臨海道路」を通じた台湾との交流について、伺わせていただきます。午前中の山田議員の御質問と少し重なる部分があるかもしれませんが、お許しいただければと思います。

8月25日にアスピラートで開催された「上山満之進翁生誕150年記念の集い」には、池田市長をはじめ、大勢の市職員の皆様が参加してくださりありがとうございました。主催者の上山満之進に学ぶ会の皆様も本当に喜んでおられました。きっと皆さんがお声かけをさせていただいた上で来てくださったんだろうと思います。本当にありがとうございます。まずもって御礼を申し上げます。

390名もの皆様が集まってくださったこの集いでは、逆境を生き抜いた三哲、すなわち吉田松陰、品川弥二郎、乃木希典と上山満之進との共通点などを、それぞれ専門とされている先生方から学ばせていただくことができました。

少し余談ではございますが、講演の中で時間不足により、松陰先生のお言葉の解説を聞けなかった部分につきまして、後ほど松陰神社の上田名誉宮司から教えていただきましたので、少しだけ御紹介させていただきます。

まず、私が資料を読んだだけで理解できなかったものとして「愚かな主君にこそ、忠義を尽くせ」、これについては、主君を選ぶことはできないのだから、仕打ちを恐れず、しっかりと正しい忠告をせよとの意味であるとのことでした。また、「神様に媚びるな」については、みずから努力することなく、神様に頼んでもだめだという意味であるとのことでした。早速、上田名誉宮司が講演の中で勧めてくださった講孟箚記の本です、解説本、これを取り寄せて読んでみました。

松陰先生が、聖人といわれた孔子や賢人といわれた孟子について、自分の祖国の君主の

頭が悪いから道理をわかってくれないからといって祖国を去り、どこかによい君主はいないものだろうかと他の国々を転々とされたことを痛烈に批判し、たとえ聖人や賢人であっても間違えることがあるということなどが記されており、全てを疑いながら学ぶことの大切さを再認識させていただきました。

そして、そのほかにも、気軽に先生になるなや、なぜ国の危機を見て見ぬふりをするのかや、時代のせいや運命のせいにするな、罪と恥はどちらが重いか。そのほかにも、理より情を優先しなければならないこと、全ての私心を捨てて狂えた人を待ち望む心、日々残された時間は減っていくこと。そして、まずは死を覚悟することなど、今の時代の我々政治家に向けての戒めとなる言葉も多く含まれており、大変ありがたい学びの時間であったと感じました。

特に最後の、まずは死を覚悟することの部分は、先日、質問でも出させていただきました、西郷南洲翁の「命もいらず、名もいらず、官位も金もいらず」といった言葉や、「葉隠」の「武士道とは死ぬ事と見つけたり」といった言葉にも相通じるものであり、自分の命よりも大切な価値観を見つけることが大切だということや、敗戦後に骨抜きにされてしまった我々日本人を再び目覚めさせ、一日一日を狂ったように全力で生きなければならないことを思い出していただくには、よい言葉であると感じた次第です。

また、今回の記念の集いでは新たな取り組みとして、先ほども言っておりましたが、市内の4名の中・高生から「私と図書館の思いを語る」と題して意見発表が行われました。その中で生徒さんより、図書館の利用促進という観点から「図書館で借りた本を公民館などで返せるようにしてほしい」との要望がございました。

私もそのときは知らなかったのですが、後で調べたところ、現在でも公民館で返却することはできるようでございます。また、事前に申し込みれば、借りる際も公民館で受け取ることができるようでございます。ただし、申し込む際に公民館まで出向く必要があるとのことでしたので、今後はインターネットで申し込みをした後に公民館で受け取ることができたり、休日でも受け取りができたりすれば、より利用率が上がるのではないかと考えた次第でございます。

このたびの集いに参加してくださった皆様からいただいた御感想の一部を御紹介させていただきますと、「これからの日本の将来を背負う若者たちがあのような考えを持ち壇上で堂々と述べる姿を見て、上山満之進が教育のためにと、郷土のために私財を投げ打って残してくれた図書館はもちろん、その精神が脈々と引き継がれていると感じました」といったものや「生誕150年の集いが講演だけで終わるのではなく、将来の人づくりにもつながっていると感じました」などの声をいただき、参加してくださった皆様にも将来に向

けての希望を持っていただけたことをうれしく思っております。

さて、本題に入らせていただきます。

私が3年前に初当選させていただく前から、上山満之進に学ぶ会の皆様と一緒に取り組んできた陳澄波の油絵「東台湾臨海道路」の防府市への帰還でございますが、池田市長が就任後みずから返還交渉に当たってくださることで道筋をつけてくださったことに改めて感謝を申し上げます。

また、市主催の各種関連行事の実施や、上山満之進に学ぶ会が主催する報恩墓参などの各種の事業にも毎回、市長みずから御臨席くださり、上山満之進翁の顕彰に精力的に動いてくださっていることを大変ありがたく思っております。いよいよ絵画の返還が間近となりましたが、市民の皆様の間でもこの貴重な絵画についての関心が日増しに高まってきていると感じております。

そこで、今後の取り組みについて2点ほど伺わせていただきます。

まず、1点目に、この貴重な絵画でございますが、いつ防府市に返還され、その後はどのような管理や展示方法を考えておられますでしょうか。将来的な見通しについても教えてください。

次に、2点目として、絵画が返還された後は、私たち自民党の市議団有志が以前より取り組んできた台湾との相互交流がこれまで以上に多くの市民を巻き込む形で、さらに加速することが期待されますが、この絵画を活用した台湾との交流に向けて今後どのようなことを考えておられますでしょうか。

以上、2点につきまして御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 9番、石田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 石田議員の上山満之進翁に係る2点の質問にお答えいたします。

8月25日の「上山満之進翁生誕150年記念の集い」を改めて御紹介いただきました。私は、防府図書館の父、上山満之進翁の顕彰についてしっかりと取り組みたいと考えております。

絵画「東台湾臨海道路」につきましては、福岡アジア美術館に寄託しており、現在も美術館のほうで展示されております。市民の皆様からの御要望に応える形で、福岡市の御了解を得て合意の上で寄託契約を解除し、防府市に持ち帰った上で展示することとさせていただきました。この絵画は、上山満之進翁が台湾総督退任時にみずから陳澄波に制作を依頼したものであり、上山翁が私財を投じて建設した三哲文庫の開館以来、長く防府図書館の館内に掲げられてきた経緯もあります。今後も上山翁をしっかりと顕彰するためにも、

後世に伝えていくべきものと考えております。

最初に、絵画「東台湾臨海道路」がいつ防府市に返還され、その後はどのような管理・展示方法を予定しているのかとのお尋ねでございます。

先ほどの山田議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、上山満之進生誕150年事業において、絵画の展示を9月27日から行うこととしておりますので、これに間に合わせ、10月14日まで防府図書館の展示室で展示することといたしております。

ところで、本絵画の管理につきましては、防府図書館で展示できるよう現在、施設の整備を進めております。しかしながら、この絵画は御承知のとおり、大変貴重なものであり、市の貴重な財産であるとともに、県の貴重な財産でもあります。長期間、図書館で展示することは作品の保護の観点からも好ましくないと考え、しっかりとした収蔵庫を持たれる山口県立美術館に保管について改めてお願いしたところ、防府市にとって大切な財産を山口県が保管するという形で協力するとのことをお返事いただきましたので、防府図書館で約2週間展示することとし、その後は県立美術館で保管していただくこととしております。

なお、防府図書館での短期間の展示は可能でございますので、今後も機会を見て市民の皆さんに見ていただけるようにしっかりと検討をしてみたいと考えております。

また、この絵画は冒頭申し上げましたように、防府図書館内に長らく掲げられてきたものであり、上山翁を顕彰する観点からもレプリカを製作し、防府図書館の展示室に展示することといたしました。レプリカの製作は展示終了後に取りかかり、今年度中には展示できるようにしたいと考えております。

次に、この絵画を活用した台湾との交流についての御質問にお答えいたします。

この絵画は台湾の画家・陳澄波の作品として、台湾においても非常に高い評価を受けております。今週、台湾師範大学の関係者の方々が山口県に来られ、防府市にも立ち寄られますので、その際には「東台湾臨海道路」の絵の絵はがきをお渡しし、話題の一つにもしたいと思っております。

また、来年の春を目途に、台湾において絵画を展示するため貸し出してほしいとの打診がございました。上山翁や陳澄波画伯も喜んでいただけるものと思っております。本市といたしましては、絵画にとっては里帰りともなりますこうした機会を一助とし、民間の交流を促進してみたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○9番（石田 卓成君） ありがとうございます。大変貴重な絵画でございますけれども、そのような形であれば、きっと市民の皆様も、台湾の陳澄波文化基金会の御子息の方々も

きっと皆様、安心していただけるのではないかと思います。本当にありがとうございます。あと県美にも受け入れをオーケーしていただけたということで本当に安心したところでございます。

また、来年、春に絵画が台湾に里帰りするということでございます。我々としても、ぜひ絵と一緒に台湾をまた訪問させていただいて、さらなる親交を深めていけたらいいんじゃないかと思っております。楽しみにしております。

今後も防府市と台湾の皆様との交流がさらに深まることを祈念いたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、大きい項目の2つ目、山口県中央連携都市圏域での消防通信指令業務の共同運用について、伺わせていただきます。

池田市長が就任後、すぐに共同運用についての決断をしてくださったおかげで、その後とんとん拍子で話が進んだこの取り組みでございますが、私が現役で消防に勤務させていただいていたときから思い続けていたことが、いよいよ形になっていく姿を見て、とてもうれしく思っております。

消防の通信指令業務につきましては、簡単に説明させていただきますと、119番の受報から出場指令、支援状況の提供など消防業務の根幹を担っている業務でございます。迅速かつ確かな対応が常に求められる部署でございます。

約10年で更新が必要となる消防通信指令施設の整備は現在、各消防本部が独自で行っていることから、財政負担が極めて大きくなっております。また、通信指令業務は24時間体制で実施する必要があり、また専従化が望ましい専門的な業務でございますが、現在では十分な人員を確保できているとは言いがたい状況にあります。

近年、大規模災害が頻発する中であって、市の区域を越えた広域的な災害にも対応していくことが必要となっている状況の中、国からも平成29年に市町村の消防の連携・協力に関する基本指針が示され、現在、全国各地で共同運用に向けての話し合いが進められております。

こうした状況を踏まえ、経費削減はもとより、機能の集中化による人員の効率化や災害情報の一元化による災害対応力の強化など、山口県中央連携都市圏域のつながりを生かした共同運用の効果や課題について検討を行うための勉強会が、質問後、何回か開催されたと伺っておりますが、どのような内容で報告がまとめられましたでしょうか。

そこで、3点ほど伺います。

まず、1点目に、現時点で、どの程度の経費削減効果が見込まれていますでしょうか。導入時と、その後の維持管理経費の見込みもあわせて教えてください。

2点目に、消防通信指令業務に係る人員削減効果は、その分、現場に出る隊員の数が増強でき、さらなる市民サービスの向上が期待できますが、現時点でどの程度の効果が見込まれていますでしょうか。

3点目に、災害時など各消防本部間の相互応援体制が、これまで以上に強化されると考えますが、どのような取り組みが可能になる見込みでしょうか。

以上、3点について教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長。

○消防長（田中 洋君） 石田議員の山口県央連携都市圏域での消防通信指令業務の共同運用についての3点の質問について、お答えいたします。

消防通信指令業務の共同運用につきましては、財政上の負担軽減はもとより、何よりも消防力の強化などのメリットがあることから、積極的に検討・推進していきたいと考えております。

平成30年11月20日に山口県央連携都市圏域内の山口市消防本部、宇部・山陽小野田消防局、萩市消防本部、防府市消防本部の4消防本部が参加いたしまして、第1回の勉強会が開催されて以降、現在までに合計5回の勉強会が開催されました。令和元年6月19日に最終報告が取りまとめられております。

この報告内容により、御質問にお答えいたします。なお、各消防本部ごとの金額等につきましては、現時点で案分方法が決定していないため、全体についてお答えいたします。

まず、1点目の経費の削減効果についてでございますが、業者見積もりによる試算によれば、各消防本部で指令システムを整備した場合の導入経費は、合計で29億6,000万円が必要となります。一方、共同運用でする場合につきましては16億6,000万円となりまして、約13億円の経費削減が期待できます。

また、同様に各消防本部で指令システムを整備した場合の維持管理経費は、11年間で合計27億1,000万円が必要となりますが、共同運用する場合は19億8,000万円となりまして、約7億3,000万円の経費削減が期待できます。

次に、2点目の人員の削減効果についてでございますが、現在の各消防本部通信指令員の配置人数合計は50人でございますが、共同運用する場合は29人となりまして、21人の人員削減が期待できます。削減される人員は、各消防本部の出動隊員として再配置が可能となりますので、組織の強化につなげることができます。

また、現在、各消防本部は、夜間には出動隊員を通信補助員として勤務させておりますが、共同運用によりまして通信指令員を専従化することが可能となりますので、そのことはなくなります。

3点目の、各消防本部間の相互応援体制の強化についてでございますが、災害情報が一元化されるために共同運用を行う各消防本部の区域内で大きな災害が起きた場合、素早く応援隊の派遣を決定することが可能となります。

また、検討中ではございますが、直近指令といわれる管轄を越えて災害現場に一番近い隊を出動させたり、ゼロ隊運用と呼ばれる、災害出動により出動可能隊が不在となった管轄区域を、隣接する管轄区域外の消防本部の隊が補うことも可能となります。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○9番（石田 卓成君） ありがとうございます。順調にお話が進んでいるようで本当に大変うれしく思っております。まだ案分方法など決まっていないということだったんですけど、また各消防本部の案分方法などわかった段階で、議会の勉強会なり何なりで教えていただけたらと思いますので楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

そして、私の思いとしては、将来的には県央連携都市圏域以外の県内各消防本部にも、この通信指令業務の共同運用への参加をして、さらなる住民サービスの向上を図っていただきたいなあという思いも個人的には思っております。県の元総務部長でありました池田市長様には、さらなる仲人の役割を期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の大きい項目、農機レンタルと農繁期の応援人材確保の取り組みについて伺わせていただきます。

最近の農政についてでございますが、まずは今回のG7開催中の日米貿易交渉において、米国との間に農産物輸入時の関税をTPP並みにするという大筋合意が行われたことを大変残念に思っております。

現在、復興政務官兼内閣府政務官をされている自民党の安藤裕衆議院議員ですが、この農産物の輸入合意についてビデオレターの中で触れられながら、このように申されております。

先日発表されたカロリーベースの食料自給率が37%と、冷夏により米が記録的不作となった平成5年と同じところまで落ちてしまった反省を踏まえ、近年は農産物の輸出とか稼げる農業を目指すとかいう方向の政策を重視する傾向にありますが、我々が生きていくのに必要なものはカロリーをとれる穀物であり、食料安全保障を重視するように見直していく必要があります。今のように輸出額の数値で浮かれる前に、日本人の胃袋を満たす農政に転換をしないとイケません。目指すは、食料自給率100%です、と訴えてくださっており、スイスのように食料安全保障を憲法に明記するよう、常日ごろから訴えている私

も全くの同感でございます。

現在、我が国では、農業者が生活を営めるレベルで、もうけることができないのを考えない農業者が悪いだとか、農業団体が悪いだとかいうような現場のせいにする世論が一部の政治家や財界、マスコミを中心に形成されておりますが、1次産業に従事する人々の生活が成り立たないのを現場のせい、つまり自己責任論に転嫁している国が日本以外で世界中のどこにあるのかを、もし御存じの方がおられましたら私に教えていただければと思います。

現在の我が国の農政に決定的に欠けているのは、自国の国土と国民の胃袋を守るという覚悟であり、引き続き私といたしましても農水省の政策を現在の産業政策を重視する考えから、地域全体を守るための地域政策や食料安全保障を重視する方向に転換していただくべく、強く訴えてまいる所存でございます。

しかしながら、国の緊縮財政がすぐに積極財政に転換されることは、さまざまな圧力によりすぐには期待できないわけございまして、そんな中であって国土を守ってくれているそれぞれの地域の農業者からは「何とかして地域を守る方法を考えてほしい」との切実な声が挙がっております。

農業が大好きだ、と公言してくださっていた池田市長が就任された後に、農業試験場の誘致による知と技の拠点の形成や、小野・牟礼間の農道の整備など、ハード事業を一生懸命に推進してくださるおかげで、現場の農業者からは「何かが変わるのではないか」という期待の聲が高まってきております。本当にうれしく思っております。

市長がハード面で頑張ってくださいるので、私たちからはソフト面でのさまざまな取り組みを新たに提案させていただき、現場で日々頑張ってくださいている農業者に、防府で農業に取り組んできて本当によかったと言っていたいただけるようになればと願っております。

昨年度から開催されている市の農林業政策懇話会や農業委員会の意見書でも、表題の農機レンタルの仕組みの構築と農繁期の人材確保についての要望が出されているわけですが、近年の耕作放棄地の拡大傾向や高齢化による離農の増加、農産物の価格の低迷、人材難、そして求人倍率の改善による新規就農希望者の減少などに苦しむ農業界のためにも、これらの取り組みについて何とか形にできないものだろうかと日々模索しているところでございます。

これらの取り組みにつきましては、8月末に開催された山口県集落営農法人連携協議会の広域連携組織部会の勉強会においても、広域連携をする際のメリットとして掲げられており、既存の集落営農組織の現場にも求められているようでございます。既に集落営農法人が多く設立されている先進地域でも必要とされている、これらの取り組みは、これから



各地域での集落営農法人の設立を目指して、ほ場整備の実施を急速に進めていく必要のある我が防府市にとっては、それまでの間どうやって地域を守っていくのかを考えたとき、避けて通ることのできない取り組みであると確信しております。

そこで、3点ほど伺わせていただきます。

1点目に、農業委員会で農機レンタルの仕組みの構築について、どのような内容であれば新たな取り組みが可能なのかの協議が行われておりますが、現在どのような形で協議が行われているのかを教えてください。また、執行部におかれましては、どのように検討しておられますでしょうか。あわせて教えていただければと思います。

2点目に、農繁期の応援人材確保の事業につきましては、大分県の佐伯市や竹田市が取り組みをしております。市議会の産業建設委員会でも10月末に佐伯市で行われている「さいき農業サポート人材バンク」の視察に伺わせていただく予定になっております。大分県内では、このような行政による取り組みに加え、JA全農おおいでも4年前から労働力支援事業を行っており、昨年度は延べ2万117名がアルバイトなどの形で現場に応援に駆けつけておられます。

取り組み5年目となることは、延べ4万名の応援を目指しておられ、隣接県への支援や、将来的には九州、山口県など、一層の広域連携を視野に入れておられるそうです。このような農繁期の人材確保の取り組みについて、市としてはどのように考えておられますでしょうか、御所見を伺います。

3点目に、農機レンタルのような共同利用や、農繁期の人材確保のような相互扶助の取り組みについては、日々衰退し続けているそれぞれの現場においては、まさしく目の前で困っておられる人々を救うために求められているものでありますが、それぞれの地方で独自に取り組むには財政的にも厳しく悩ましいところがございます。

そのような中、総務省では昨年度より、地域が抱える課題の解決のためにそれぞれの地域の人々が所有している人・モノ・金・サービスなどをお互いが助け合う目的で共有するために、行政が行う新たな仕組みの構築のうち、新規性やモデル性が極めて高いものについて、シェアリングエコノミー活用推進事業というモデル事業を行っておられます。

この事業は上限1,000万円、全額国庫補助事業でございます。まだ農業分野での活用はございませんが、ここで他の分野での例を少しだけ挙げさせていただきます。

例えば、宮城県気仙沼市では、観光地を周遊するための2次交通の不足という地域課題を解決するために、民間所有の車を休日には観光客用、平日には市の公用として利用するカーシェアリングの事業を実施され、市の経費削減に貢献されています。

また、青森県弘前市では、高齢者などの自宅玄関口における寄せ雪の除雪作業のマンパ

ワー不足と、雪の処理場所の不足という地域課題を解決するために学生など、雪かきの手伝いができる地域住民を活用されているそうです。

そのほかにも長崎県島原市では、家事や育児などの負担による女性の離職や自己実現機会の創出という地域課題を解決し、地域における新たな雇用の掘り起こしをしたいとの思いから、子育てが落ち着いた世代の地域住民などを活用した子育て支援や、空いた時間にスキルを使って働きたい地域住民に民間企業の発注する仕事をマッチングする事業に取り組まれております。

私といたしましては、シェアリングによる農機レンタルや農繁期の応援人材確保の取り組みは、総務省のシェアリングエコノミー活用推進事業というモデル事業の目的に一致しているのではないかと考えております。

それぞれの地方自治体が財政難で苦しむ中であって、日本は世界の国々の中で一番財政的な余裕があり、財政破綻など起こり得ないことが、MMTが注目を浴びることにより明らかになってきたわけですが、残念ながら国による積極的な財政出動がすぐには期待できない中であって、総務省が、このような目線に立って地域の人々がお互いに持っているものを出し合って協力することにより、それぞれの地域が抱える問題を解決してもらおうと考えておられることは、それぞれの現場において目の前で困っている人々を救うために奮闘しておられる方々を勇気づける取り組みであり、とてもうれしく思っております。

現場の人々の声に寄り添い、地域課題を解決できるこのような仕組みの構築は、まさしく現場で待ち望まれているものでございますので、市としてもこのようなモデル事業や、その他の国・県などの事業もしっかりと活用していただきながら、来年度の農機レンタルや農繁期の応援人材確保の取り組みに必要な予算の確保について、全力で頑張りたいと願っておりますが、どのようにお考えでしょうか。少し長くなりましたが、御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 石田議員の、農機レンタルと農繁期の応援人材確保の取り組み等の御質問にお答えいたします。

最初に、議員のほうから、市長は農業が好きだからということをおっしゃいましたが、私は農業が好きだからするのではなく、防府の将来にとって農業の振興が必要だから、農業の振興にしっかりと取り組んでいくこととしておるところでございます。

防府市の農業の活性化のためには、県の農林業の知と技の拠点形成されることを契機

に、また最大限に生かし、本市のみならず、県全体の農林業の再生強化につなげていくことが重要であると考えております。

こうした中、5月の防府市農林業政策懇話会において、委員の皆様から農林業の知と技の拠点の形成を契機とした農林業の担い手確保対策をはじめ、法人による農業経営の必要性、地産地消のさらなる推進、農産物のブランド化の重要性や議員お示しの農機レンタル制度などについて御意見をいただきました。委員の皆様の農業に対する強い思いをお聞きし、改めて農林業の振興に対する意を強くしたところでございます。

それでは、3点のお尋ねにお答えします。

まず、農業委員会での農機レンタルの協議状況等についてです。

農業委員会におかれましては、まさに現在、委員会として意思形成過程と伺っております。農機レンタルの仕組みのあり方等について、積極的に協議されているものと思っております。

農機レンタル制度は、全国的には全農、JA等で実施されている例がありますが、農家の経済的な負担の軽減や離農の防止、就農初期段階に要するイニシャルコストの削減等の効果ができる一方で、シェアした機械により事故が発生した場合の対応のほか、機械によっては使用を希望する時期が重なること、さらに機械の保管場所の確保など、制度創設に当たっては多くの課題も残されております。

現在、市におきましても、どのような形なら導入できるのか、検討を進めているところでございます。引き続き、農業委員会をはじめ、関係団体等の御意見もいただきながら、農協や農作業受託を行っている防府市の農業公社との連携など、本市でのニーズに即した持続可能な制度を検討していきたいと考えています。

次に、農繁期における人材確保についてのお尋ねです。

農業の担い手不足や高齢化は、全国的な課題であると認識しています。防府市には県の農業大学校が所在していることから、農繁期の人材確保として既に農大生の活用等も行われておりますが、農業の持続的発展のためには抜本的な担い手確保対策が必要です。

市としては、JAしまねのやすぎ農業サポートセンターをはじめ、議員お示しの、さいき農業サポート人材バンクや、全農おおいが検討を進めておられる九州、山口を対象とした広域連携による人材支援など、本市の状況に近い中国・九州地方の事例も研究しながら、農林業の地と技の拠点を最大限に生かした農林業の人材確保、担い手確保に向けた施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

最後に、これらの施策に必要な予算の確保についてです。

厳しい財政状況の中、限られた予算で諸施策を展開していくためには、国や県のさまざ

まな補助制度を活用していくことも重要・必要であると考えています。

しかしながら、防府市の農業振興のためには、まずは本市にふさわしい農林業の施策を構築することが何よりも大切、重要であります。そのためにも私は農林業の地と技の拠点の形成を最大限に生かし、農協等の関係団体と一体となって、農林業の再生強化に向けた本市ならではの農業施策を構築していきたいと考えています。

その上で、議員が総務省のシェアリングエコノミー活用事業を例に挙げられましたが、国や県にはさまざまな補助制度等がございますので、施策の実施に当たっては国や県等の補助事業の導入が図れるよう、しっかりと検討していきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○9番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

農機レンタルと人材確保は本当に現場ではなかなか、声のあるものなんですけれど、何とかよいように検討していただいて、来年度から何とかならないかなと楽しみにしております。

今までも、私も、地域で新規就農の方々に、うちに農機を借りに来られるわけなんです。うちの法人がちょっとお貸ししているんですけれど、当然お金をもらうことはありませんし、たまに破れて返ってくることもあるんですけれど、なかなかお金を持っていないから出してよとは言えなくて。

ただ、私も新規就農というか、農業を始めた当時、近所の方々にそうやって貸していただいて何とかやりくりできてきた。なかなか全部自分で買ってというのが初期段階では結構お金も――年に1回、2回しか使わないようなものを買ってというのは厳しいわけでございます。そういうふうな仕組みが何とかうまく、何とかできればと思っておりますので、よろしく願いできたらと思います。

天地自然と向き合いながら今後、1次産業に従事する方々を国民全体で支えるという他の国々では当たり前の価値観が我が国においても少しでも広まるように、今後とも微力ではございますが、頑張っただけの所存でございます。

そして、将来的には本来、農水省さんがこういった視点を持っていただいて、何とかこのような事業を組んでいただけることを期待しながら、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、9番、石田議員の質問を終わります。

---

○議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 6 分 延会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 9 月 9 日

防府市議会議長 河杉 憲二

防府市議会議員 石田 卓成

防府市議会議員 宇多村 史朗